

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第 2 回 協 議 会

会 議 録

日時 平成16年2月12日(木)午後2時00分から

場所 中山町農業総合センター 2階 中ホール

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第2回協議会次第

日時：平成16年2月12日（木）14：00～

場所：中山町農業総合センター 2階中ホール

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

（1）報告

報告第9号 新市まちづくり構想の概要について

報告第10号 新市の事務の方式と住民自治組織について

（2）協議

協議第4号 条例、規則等の取扱いについて

（3）その他

第3回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

4 閉会

伊予市・中山町・双海町合併協議会委員名簿

	氏 名	役職名等	出欠
伊予市	中 村 佑	市長	出席
	小 林 茂	助役	出席
	重 松 圀 右	議長	出席
	日 野 正 則	議員	出席
	岡 田 清 満	学識経験者	出席
	西 岡 義 雄	学識経験者	出席
	安 田 一 江	学識経験者	出席
中山町	市 田 勝 久	町長	出席
	窪 中 修 一	助役	出席
	泉 正 勝	議長	出席
	田 中 弘	議員	出席
	亀 井 慎 滋	学識経験者	出席
	高 橋 敏	学識経験者	出席
	上 岡 幸 子	学識経験者	出席
双海町	上 田 稔	町長	出席
	藤 田 稔	助役	出席
	若 松 孝 行	議長	出席
	大 石 寿 淑	議員	出席
	中 嶋 都 貞	学識経験者	出席
	矢 野 鎮 男	学識経験者	出席
	富 岡 喜久子	学識経験者	出席

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>定刻になりましたので、ただいまから伊予市・中山町・双海町合併協議会の第2回会議を開会いたします。</p> <p>皆様、ご起立をお願いいたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>開会に当たりまして、中村会長からごあいさつを申し上げます。</p>
中村会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は、こちら中山町での第2回協議会のご案内を申し上げましたところ、委員の皆さん方には大変お忙しい中をご参集をいただきまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。</p> <p>この任意の伊予市・中山町・双海町協議会におきましては、新しいまちづくりをどうするかという基本的な施策を協議し、我々の目指すまちづくりを確認をすることが主たる目的であるわけでございます。</p> <p>本日の会議におきましても、まず新市のまちづくりの構想のつくり方、考え方につきましてご報告を申し上げ、皆様方からの方向づけをお願いいたしたいと考えております。</p> <p>また、このまちづくり構想が新市におきまして単なる構想にとどまり、いわゆる絵に描いた餅にすぎなくなってしまうのではないかという懸念を払拭するためにも、それがどのような行政運営によって実現されるか、あわせて確認をしておくことが大切であろうと考えております。そのためのまちづくり構想との関連において、事務所の方式、そして住民自治組織につきましてもご審議をお願いすることといたしております。</p>

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>協定項目にかかる協議につきましては、条例、規則の取扱いについてご協議を願いたいと考えております。</p> <p>大変お忙しい中ではございますが、よろしくお願いを申し上げまして開会のごあいさつにかえたいと思います。</p> <p>よろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、ただいまから次第の3、議題の審議に入りたいと思いますが、会議の議長は合併協議会規約第8条第2項の規定によりまして、会長が務めることになっておりますので、議長を会長にお願いいたします。</p> <p>委員の皆様にお願いがございます。ご発言の際には挙手をいただければ、職員がマイクをお持ちいたしますので、それをご使用いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、本日の委員の出席数は、委員21人に対し21人の参加であり、半数以上の委員に出席いただいておりますので、本日の会議は成立しておりますことをまずご報告申し上げます。</p> <p>また、報道関係者から撮影の申し出がありましたので、許可しておりますことをあわせてご報告申し上げます。</p> <p>それでは、会長、以降の進行をよろしくお願いをいたします。</p>
中村議長	<p>それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。</p> <p>議事に入る前に、会議運営規程に基づき、本日の会議録の署名委員さんを指名させていただきます。</p> <p>本日は、双海町の中嶋委員さん、伊予市の西岡委員さんにご署名</p>

発言者	議題・発言内容
和田局長	<p>をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>早速でございますが、次第の3の議題(1)の報告に入らせていただきます。</p> <p>報告第9号新市のまちづくり構想の概要についてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明を求めます。</p> <p>資料の方は、別冊になっておりますけれども、その前にこの議題の挙げ方につきまして2点ほどご説明をさせていただいたと思います。資料はございませんので恐縮ですけれども、2点ほどご説明させていただいたと思いますけれども、この協議会の議題につきましては、報告と議案と、それから協議と3種類あるということ、前回の第1回の会でも口頭でご説明申し上げましたけれども、報告と申しますのは、既に決定した事項、それから協議途中、作業途中のことについての経過の報告、この2つがございます。</p> <p>今回、2件報告として挙げさせていただいておりますけれども、このまちづくり構想につきましては、現在合併特例法でありますとか先進事例を参考にいたしまして、これまでの取り組みを事務局で取りまとめたという段階でございます、これから具体的な記述を張り付けていくと、そういう段階でございます。</p> <p>そういった作業の経過を、今回は報告という形で挙げさせていただきまして、その方向付けをいただきましたら、具体的な記述を張り付けまして、素案として完成いたしましたら協議議題として挙げたいというふうに考えておるものでございます。</p> <p>報告と申しましても、これは議題としての報告でございます、</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>質疑、応答、それから協議を伴うものでございます。ただのお知らせの報告ではございません。いずれ協議にかけることですので、最初から協議として挙げて継続審議でという考え方もあるかと思えますけれども、やはり決定の場はこの協議会であるということで、この協議会というのを尊重すれば、こういうやり方になるのかなということで挙げた協議方法でございますので、この点1点ご理解いただきたいと思えます。</p> <p>それからもう1点は、このまちづくり構想の策定の考え方でありまして、会長のあいさつの中にもありましたけれども、やはり計画とかこういう構想につきましては、それがどうやって実現されるのか、実行はされるのかと、そういうような裏づけがなければ絵に描いた餅にすぎないのじゃないかというような、そういうような懸念とか不安もあるかと思えます。通常は、財政計画が裏づけになるとよく言われますけれども、特にこういうような新設合併というようなことに際しましては、どういう行政運営がなされるのかと、そういうことが裏づけになるかと思えます。まちづくり構想、建設計画というのは、行政上の計画でありますので、それがどういう行政運営をされるのか、そういうことをあわせて協議することが必要かと思えます。また、そういうことをあわせて協議することによって、その実現の可能性とか実行の保障、それからその計画の内容の妥当性についてもより理解が得られるのではないかと考えております。</p> <p>そういう考え方に基づきまして、このまちづくり構想の策定に当たりましては、今までの取り組みとか事前の協議、そういうものを出発点としまして、それをまちづくりの構想の視点、それから行政</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>運営の視点、そういう両面から展開をいたしまして、1つはまちづくり構想の概要ということでこの報告第9号、それからもう1点が住民自治組織、それから事務の方式というような形で報告第10号として今回挙げさせてもらったわけでございますので、よろしくお願ひしたらと思います。</p> <p>それでは、早速資料の方で報告第9号のご説明を申し上げたいと思います。</p> <p>右の肩に報告第9号資料とあります。新市まちづくり構想という資料でありますけれども、一番後ろになります21ページに、新市まちづくり構想体系図というのがございますので、これをごらんいただいたらと思います。</p> <p>この体系図が、まちづくり構想の策定の手順でもありますし構成をあらわすものでもあります。一番上の行に網かけをしておりますけれども、これが主な手順でもありますし、また計画、構想の内容、主な構成にもなっておりますのでございます。左から右に手順としては流れております。一番左に、必要性和課題とありますけれども、これが検討の出発点でございます、そこに6項目、生活圏拡大と住民ニーズ、行動多様化への対応、それから地方分権推進への対応、少子高齢社会への対応、住民サービスの充実・向上への対応、3市町のまちづくり実績と課題への対応、これは現在のそれぞれの総合計画を引き継ぐということでございます。それから、新市として活用すべきまちづくり、資産の活用と、こういう6項目からまず1つとしましてはまちづくりの方向性というものを抽出いたしまして、そこからさらに基本理念、将来象、主要施策、重点事業というふうに展開をしていきます。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>それから、もう1点は行政運営の方向性ということで、内容のところに網かけをしておりますけれども、こういうような行政課題に基づいて、これは表の下に行きまして、住民自治制度、それから事務の方式というようなことで、本日は報告第10号としてこの次にご報告をさせていただきたいと考えております。</p> <p>それ以外のところが、まちづくり構想ということになるわけでございます。まちづくりの方向性から基本理念を抽出いたしまして、そこから将来像を設定し、主要施策を組み立てるというような流れでございます。</p> <p>資料の方、前の方に戻りまして、1枚めくっていただきまして目次をごらんいただいたらと思います。</p> <p>以上のような手順で策定いたしまして、構成がこの目次のようなこととなります。</p> <p>最初に序論がございまして、この検討の出発点となりました合併の必要性と課題、それから計画の策定方針、それから第2としまして、新市の概況ということで統計的なデータを整理しております。それから、第3が新市のまちづくりの基本方向でございます。この中で、まちづくりの基本理念でありますとか将来像、そういうものが設定されます。それから、第4に具体的な施策を載せます。新市の主要施策でございますけれども、本日は方向づけの報告、それから承認ということをお願いするようにしておりますので、この第4の新市の主要施策については、内容の提案は今回はしておりません。それから、第5が新市における県事業の推進、第6が公共施設の適正配置と整備、それから、第7が財政シミュレーションとありますけれども、この財政シミュレーションにつきましても次回の提</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>案ということにさせていただきたいと考えております。</p> <p>それでは、項目ごとに順次内容のご説明を申し上げます。</p> <p>1 ページ、第 1 序論、1、合併の必要性と課題でございます。先ほど 6 項目ご紹介いたしましたけれども、まず 1 番目が日常生活圏の拡大と住民ニーズの高度、多様化への対応でございます。</p> <p>新市の地域においては、古くから歴史的な交流が深く、人々の生活圏は行政区域を超えて拡大しており、伊予市、中山町、双海町との間では、通勤、通学、買い物など、日常的な往来も活発であり、交通網の発達により結びつきが一層深まっております。こうした生活圏の拡大と住民ニーズの高度・多様化にこたえるために、広域的な行政運営が必要である。</p> <p>しかしながら、以下が課題に当たる部分でございます。伊予、中山、双海、それぞれ地域で施設、基盤整備を営んできておりまして、今回、これが合併することで一極集中のまちづくりを行うと周辺部となる地域の衰退が加速され、結果として新市全体の活力が低下し、行政の負荷が重くなり、サービス低下につながることも懸念されます。</p> <p>したがって、合併するに際しては人口減少地域に配慮した分散型のまちづくりが必要であり、広域行政の推進と教育行政の充実と、両立させることが課題であります。そのために、合併により行財政の効率化に努めるとともに、あわせて公イコール官のサービスのあり方を見直す体質改善が必要でございます。さらに、地域内分権、行政組織内分権を基本とした行財政改革、地域活動の拠点を整備するなど、地域の自立を支援し、地域住民と行政との参画と協働の行政運営をすることによって、地域も公共サービスの担い手とな</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>るなど、行財政のスリム化、それから公共サービスの充実、これを両立させることが大事であります。そうすることによって、また地域の課題に対応した均衡ある発展も期待ができるということでございます。</p> <p>それから、2番目が地方分権推進への対応でございます。</p> <p>これは、地方分権一括法は既に整備されておるわけでありましてけれども、住民に最も身近なところで総合的なサービスの提供を担うために、地方分権を具体的に実現し、みずからの判断と責任で特性を生かした地域づくりを進めていくことが期待をされております。</p> <p>合併によって、行政基盤を強化するとともに、それぞれの地域資源を活用して、新たな地域発展の可能性を創出することが必要でございます。</p> <p>そのために、自己決定、自己責任の地方自治の確立を目指して、住民自治の制度化と行政評価の仕組みをつくることが必要でございます。また、地域住民の自己決定権の拡充を図るため、住民の行政参画と情報公開の推進が重要でございます。行政機構においても、本庁機能と総合支所機能とを明確に区分して、地域内分権を確立し、総合支所において地域活動を支援する行政運営が求められております。</p> <p>それから、3番目が少子高齢社会や環境問題への対応でございます。本格的な少子高齢社会を迎え、総合的な少子化対策、それから保健・医療、介護など、行政需要が増大してまいります。また、高齢者の福祉、保健・医療、それから地球温暖化など環境問題への対応などのために、効率的な組織、機構の確立、専門的かつ高度な能力を有する人材の確保などが求められております。また、地域特性</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>に応じた質の高いサービスの提供体制を構築するために、先ほども申しました公イコール官によるサービスの硬直化を解消して、協働、パートナーシップのまちづくりを推進して、民間サービスの活用というようなことも検討することが必要でございます。</p> <p>それから、4番目が住民サービスの充実・向上への対応でございます。まして、住民サービスの基本は地域密着と満足感でございます。合併によって、行政基盤を強化して、生活圏の拡大に対応する一方で、住民サービスは住民に身近なところで住民の視点から提供されることが大切になります。また、より高いサービスの提供を目指して、IT活用による総合窓口化、グループ制による事務の効率化、人件費削減、行政評価システムによる効率的な事業推進、人事評価システムによる適正な人事配置と職員の資質向上などが必要でございます。総合支所のほかにも、身近な施設でできるだけサービス提供できるような試みも必要であります。</p> <p>それから、5番目が3市町のまちづくり実績と課題への対応であります。</p> <p>これは、現在の総合計画の継承になるかと思えますけれども、3市町それぞれのまちづくり実績から、今後のまちづくりの方向性を継承し、それぞれの課題を地域課題として対応していくことが必要でございます。</p> <p>まず、まちづくりの方向性としましては、自然、歴史、文化などの豊かで多彩な地域資源を生かして、各地域や団体の交流と連携を促進し、相互に補完しあいながら新市としての一体性を高めていくことが求められます。また、3市町ともこれまで住民参画のまちづくりを目指しておりますので、今後とも参画と協働のまちづくりを</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>進めることが必要であります。</p> <p>それから、対応すべき課題といたしましては、1番が少子化の進展に対応した子育て支援や保育サービスの充実、2番目に今後も進行する高齢化に対応した保健・医療・福祉の充実、3番目に人口減少地域の活性化、コミュニティー活動の支援、4番目に豊かな自然環境の保全と活用、5番目が農林水産、商工、観光業の振興、それから6番目に中心市街地の活性化と道路・交通・情報基盤の整備、それからこれ7番目の課題でもあるんですけども、行財政の効率化ということでございまして、景気の低迷により税収不足の中、社会保障関係費を初めとした財政負担は増大しております。国、地方を通じて厳しい財政状況にあると。加えて、市町村においては地方交付税制度、補助金等の見直し、それから地方分権の進展によって行政需要の拡大というような厳しい財政運営が迫られております。</p> <p>このような状況のもとで、上記の課題に対応し、行政サービスレベルを維持していくためには、公共サービス提供のあり方を見直すことが必要であります。3市町が一体となって行財政運営の効率化を図っていくことが必要であります。</p> <p>それから、6番目に新市として活用すべきまちづくり資源の活用であります。これは、3市町が1つになることによって活用できる資源でありまして、まず道路、鉄道、港湾など、立地的に交通の要所にあり、松山空港、松山港も近くにあります。</p> <p>それから、2番目に海、山、ため池、蛍、夕日など、豊かで多彩な自然環境に恵まれておりまして、昼間の景観はもちろんであります。松山市街を臨むというような立地からも、夜景も美しいところでございます。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>それから、3番目に歴史的、文化的資源や天然記念物等にも恵まれております。</p> <p>4番目に農産物、海産物、それから加工業など、食の産業が盛んでありまして、食の文化の発展が期待されます。</p> <p>以上が、必要性和課題ということでございます。</p> <p>2番目が、計画の策定方針ということでありまして、これは計画の基本方針を示しなさいということは、合併特例法でも記述内容として定められておる項目でございます。計画の趣旨といたしまして、この計画は伊予市、中山町、双海町の合併後のまちづくりを総合的かつ効率的に進めることを目的とし、3市町の一体性の速やかな確立と住民福祉の向上を図るとともに、新市の均衡ある発展に資するために策定するものであります。</p> <p>計画の内容と構成。対象地域は伊予市、中山町、双海町。それから構成でありますけれども、これも合併特例法である程度決められた項目でございます。それから、計画の期間は10年間としております。</p> <p>それから、第2が新市の概況とありまして、統計的なデータを整理したものでございます。</p> <p>まず、位置と地勢でありますけれども、3市町が合併いたしますと面積が3行目にありますけれども、194.47平方キロメートルとなります。それから、平地部、それから沿岸部、それから山間部というような多様な地域特性が見られます。</p> <p>次のページ、6ページをお願いいたします。</p> <p>人口と世帯数であります。人口、世帯数とも伊予市が若干増加傾向、中山町、双海町は減少傾向ということでございまして、全体的</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>にはやはり減少する方向で推移いたしております。全体的な人口も減少しておりますけれども、年齢構成で見ると年少人口と生産年齢人口、これがどんどん比率も低下しております、老年人口が増加しておると。少子高齢化が進行しているということでございます。</p> <p>それから、産業別人口につきましても、第一次産業がやはり減少してきている。それから、第三次産業が増加をしているということが言えます。</p> <p>それから、次 8 ページをお願いいたします。</p> <p>土地利用と道路交通体系でございまして、土地利用につきましては 3 市町の土地利用、宅地が 3 . 2 0 %、農地が 2 4 . 9 8 %、山林が 5 3 . 3 2 % ということでございます。半分以上が山林ということになります。伊予市においては、都市計画区域が指定をされております。</p> <p>それから、次のページが道路でありますけれども、道路については四国縦貫自動車道、国道 5 6 号、 3 7 8 号という幹線道路があるほか、 9 割近くが既に舗装されておるということで、整備はかなり進んでおります。</p> <p>それから、 1 0 ページが鉄道、バスでありますけれども、 J R 予讃線、これが中山町を通る J R 内子線、それから海岸の方とそれから内陸中山町の方を通る、そういう J R の線路が整備をされております。それから、私鉄におきましても伊予鉄道による郡中線、これが伊予市まで来ておりまして、鉄道においても整備されており、交通基盤においては非常に整っておる地域であるということがいえるかと思えます。</p> <p>それから、 1 1 ページからが新市のまちづくりの基本方向でござ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>います。</p> <p>まず最初に、将来人口の見通しでありますけれども、これは先ほど概況のところで言いましたけれども、やはり減少傾向ということでございまして、平成12年の4万505人から平成27年には3万7,450人に減るといふ、このままの条件で推移をすればそういう推計ができます。そこは、今後のまちづくりによってなるべく減らさない、維持するような、そういう施策が必要かと思っております。</p> <p>それから、その表の中でも年少人口、生産年齢人口、老年人口というふうに分けても記載をしておりますので、その構成比を見ていただきましたら、少子高齢化が進んでいるということがよくわかりかと思っております。老年人口については、平成12年が23.4%でありますけれども、平成27年には29.4%にまで上がることが推計されております。</p> <p>それから、12ページ以降から将来像の設定になりますけれども、まず郷(くに)づくりの基本理念としております。ここでは、まちづくりではなくて郷(くに)づくりというふうにしております。国という概念をまず設定をいたしております。新しいまちづくりによる将来イメージを新たな表現としまして、これを実現する方策は従来の表現で具体化をするということで、この伊予市、中山町、双海町において中山間地域、沿岸地域、農村地域、住宅地域、商業市街地など、多様な特性を備えた各地域が共生する新市全域を示す概念を郷(くに)というふうに呼びたいと思っております。これは、都会で地方出身者に出身地を尋ねるときに「お郷(くに)はどちらですか」と言うときの「くに」、いわゆる「ふるさと」でございまして、英語で表現すれば「マイホーム・タウン」ということです。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>新しいまちづくりといえますのは、そこに住む人々のそこに住む人々によるその住む人々のための取り組みイコールふるさとづくりであると考えからでございます、新しいといいますが、変化のみを意味するのではなくて、やはり今までの居心地のいいところを引き継いでいくということで、視点が大切ではないかということでございます。</p> <p>それから、2番目、郷(くに)づくりの基本理念といたしまして、最初に言いました「合併の必要性と課題」からまちづくりの方向性というものを抽出し、さらにそれをまちづくりの視点と行政運営の視点とから整理統合して導き出したものを、「郷(くに)づくりの基本理念」として設定したものでございます。</p> <p>1つ目が、地域の自立と活性化。これは、地域内分権の推進というような政策につながってこようかと思えます。それから、多様な地域の共生、これは地域特性を尊重したまちづくりでございます、ここで共生とありますのは、共存と違いますが一緒にいれば共存。一緒にいれば共存でいいんですけど、共生というのはお互いがいなければ成り立たないと。お互いに相手が必要だという、そういう関係でございますので、やはりそれぞれの地域でありますとか階層でありますとか、そういうものが連携をし、補完をしあって交流をすると、そういうような政策が必要かと思えます。</p> <p>それから、地域住民と行政との協働であります。協働といえますのは、いわゆるパートナーシップ、役割分担ということでもありますけれども、補完性の原則に基づく連携ということでもあります。補完性の原則と申しますのは、小さくは家庭、地域、それから校区とか旧市町村単位、それから新市、県、国というように、それぞれの立</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>場での役割を適正に分担しようということでございます。それから、行財政改革。これは、情報公開と住民参画ということが大きな柱になろうかと思えます。合併の本質は、やはり行政組織が統合するというところに行き着くかと思えますので、この行財政改革というのは当然に基本的に考えていかなければならない施策になると思えます。</p> <p>それで、新市の将来像でございますけれども、新市の将来像については先ほど郷(くに)という概念を設定いたしました。そのまちづくりの形成過程、すなわち「郷(くに)づくりの基本理念」も合わせてイメージされることが望ましく、自立を目指す多様な地域が協働のまちづくりにより共生するふるさとというようなイメージをあらわす表現が必要かと思えます。今、見たところで自立、共生、協働というようなキーワードがありますけれども、それと交流というような、そういうキーワードからイメージしたもので、「ひと・まち・自然が出会う郷(くに)」というようなものを設定しております。</p> <p>それから、次13ページが新市のまちづくりの主要施策の体系でございます。ただいま言いました新市の将来像を実現するための基本的な政策でございます。3市町の現在の総合計画の基本政策を統合して、新市の将来像を実現するための主要施策の体系を設定したものであります。ここでは、体系でございますので、単に項目を列記しておるだけでございますけれども、若干戦略的な視点も補足しながら説明したいと思います。</p> <p>まず、最初が基盤整備でございます。しっかりと暮らしの基盤づくりということで、内容としましては、1つが都市計画、それか</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ら2番目に水資源対策、それから3番目が道路・交通基盤整備、4番目が情報・通信基盤整備でございます。特に、水資源の対策については、1つ項目を上げておりますのと、それから4番目の情報・通信基盤、これは生活、それから産業振興におきまして、やはり地勢的なハンディを克服するために、どうしても今後の新市において重点的に取り組まなければいけない、戦略的に取り組まなければいけない項目ではないかと考えられます。</p> <p>それから、主要施策の2番目が、はつらつ住みよいまちづくりということでございまして、これは住環境の整備でございます。1番目が生活環境の整備、2番目が住宅の整備、3番目が防災・安全の確保、4番目が環境保全でございます。</p> <p>1番目の生活環境と2番目の住宅、これはやはり定住促進というようなことに直接かかわる問題でありますし、防災安全というのはそこに住む人が守らなければならない問題でありますので、やはり定住人口の確保、コミュニティの維持というのは、そういうまちづくりに結びつく問題でございます。それから、環境保全、これは未来へのかけがえのない財産でございます。</p> <p>それから、主要施策の3番目が安らぎとぬくもりのまちづくりということでありまして、1番目が少子化対策、2番目高齢者対策、3番目が保健・医療、4番目福祉・年金ということで、これはもう社会問題への対応でありますけれども、協働のまちづくりという効果が期待される分野であります。</p> <p>それから、主要施策の4番目が潤いと生きがいの人づくりということでございまして、1番目に学校教育、2番目が生涯学習・スポーツ、3番目が文化振興、4番目が人権対策・女性施策ということ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>で、人権にしても女性施策にしても、人づくりの問題であろうということで、ここに分類をしております。先進事例では、福祉の分野に分類しておるところもあるかと思えますけれども、福祉施策というのが基本的には弱者の救済という、そういう視点に基づくということから考えれば、やはり人づくりということで取り組むべきであろうということで、こういう分類をしております。特に、事務局におきましても、女性が弱者ではないということでは、完全な一致をみたところがございます。</p> <p>それから、主要施策の5番目がもりもり元気な仕事づくりでありまして、これは1番目に農林業振興、2番目が水産業振興、3番目が商工業振興、4番目が観光振興ということで、農林水産業の振興は環境保全、それから観光農業、観光漁業というようなこともありますから、観光とも関連があるかと思えます。それから、商工業振興は、中心商店街の活性化という大きな課題がございます。全体的に、この分野では食の産業、食の文化という点で戦略的に取り組める分野ではないかと考えられます。</p> <p>それから、主要施策の6番目が参画と協働の郷(くに)づくりということでございまして、これは以上のような施策を進める上での行政運営の基本になることとございまして、1つが住民自治の推進と、もう1つが行財政改革の推進ということでございます。</p> <p>それから、14ページをお願いいたします。</p> <p>次が、地域特性に応じた土地利用でございまして、新市における土地利用については6つのゾーンに分けまして、それぞれの地域特性を考慮した活性化策を実施して、各地域が補完しあい連携する土地利用を進めることとしております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>1 番目がシティコアゾーンで、これは伊予市の中心市街地を「シティコアゾーン」と位置づけておりまして、駅周辺の再開発、市街地整備事業、商業、業務施設の計画的な誘導、整備、住環境整備の推進を図って、賑わいのある中心市街地をつくらうというものでございます。</p> <p>2 番目が市街地形成ゾーンということで、伊予市の規制市街地の地区、それから中山町、双海町の役場周辺を「市街地形成ゾーン」と位置づけております。生活道路、上下水道、公園、文化・スポーツ施設、福祉施設など、住環境、住宅環境の整備を推進して、良質な住宅開発、それから近隣型商業施設の誘導を図ろうというものでございます。産業活動と居住環境、あるいは自然と居住環境の調和を図る地域でございます。</p> <p>それから、3 番目にシーサイドゾーンといたしまして、これは沿岸地域でありますけれども、1つのシンボル、それから交流、そういう拠点になりうる地域であります。</p> <p>それから、4 番目が工業・流通ゾーンでございまして、これは周辺の住宅地、農地との調和、公害の防止、そういうものに留意しながら工業・流通団地としての基盤整備を図るというものでございます。</p> <p>それから、5 番目が農住共生ゾーン。農産漁村の地域のうちのまとまりのある集落形態を有するような地域を「農住共生ゾーン」と位置付けております。有料農地の確保、それから農業生産基盤の整備など、農業振興との調和を図りながら、生活道路、集会施設、上下水道施設、身近な公園等を整備しまして、快適な住環境づくりに努めて、また適地には農村工業導入地区を設定するなど、定住人口</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>の受け入れを図る地域であります。</p> <p>それから、6番目が森林の保全ゾーンということで、水源保全林、生体保全林として保全・活用を図る地域でございます。</p> <p>それから、16ページ以下が以上のような体系に基づいて、具体的な重点事業を記述していくところでございます。今回は、ご提案しておりません。</p> <p>それから、18ページが第5、新市における県事業の推進ということでございます。</p> <p>新市においては、住民福祉の向上と速やかな一体性を確立するため、愛媛県と連携をとりつつ、新市域内の交流を活発化させるとともに、その地域特性や立地環境、歴史文化を背景とした生活・生産・交流などの機能強化に取り組んでいくことが必要です。また、新市は愛媛県の支援と協力により、新市域内の幹線道路網の整備や公共交通機関の整備拡充など、都市基盤、生活基盤の整備に努め、新市の均衡ある発展を図るとともに、魅力あるまちづくりを推進するため、積極的に愛媛県事業を展開していきますというところでございます。</p> <p>それから、次の19ページが第6、公共施設の適正配置と整備ということでございまして、公共施設については住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、既存施設の有効活用等も考慮しながら、能率的かつ一体性のある地域運営の観点から、適正な配置を図ります。また、新設される施設については、求められる機能、運営に適した立地、規模、地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら順次検討整備していくこととしますというような方向付けをしております。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>あと、20ページ、第7として、このまちづくり構想では、財政シミュレーションというものをお示しする予定にしております。また、建設計画という段階では、財政計画というような形で整理をいたします。</p> <p>以上が、報告第9号についてのご説明でございます。よろしくご協議いただけたらと思います。</p> <p>ただいま事務局から、新市まちづくり構想の概要についての説明をいただきました。</p> <p>本日の提案は、今後具体的な施策を張りつけていく前の基本的な考え方や将来像に関する段階ということでありまして、一連の流れでもありますので、ただいま説明のありました事項を一括してご質問、ご意見等をお受けしたいと思っております。</p> <p>どなたでも結構です。よろしくお願いいたします。</p> <p>亀井さん。</p>
亀井委員	<p>先ほど、和田さんの方から説明の前に、報告という内容でということの説明があったわけですが、前回、ちょうど1年前ぐらいになりますか。1市3町の任意の協議会の立ち上げのときが、1市3町の首長さんの方で合意内容について報告という形で挙げられたと思うんですよ。</p> <p>それで、今回この内容がかなり突っ込んだものになっておりますし、やはり後で協議へ移しますよと言っても、ちょっと報告という形で上げられると非常に私どもとしては抵抗はあるんですよ。</p> <p>といいますのが、前回1回目のときにこの合併協議会の体系図と</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>いうふうな資料が載っておったんですけども、ご説明いただけないんですが、小委員会はもうなくすということで、今回はもうその分はやらないということにどうもなっておるようなんです。その説明がなかったのも、ちょっと私不満な点でもあるんですけども、そうやってきますと、協議会に挙がってくる案件については、もう小委員会で具体的な協議なしに挙がってくるということですから、実質この場で協議ということになるわけですね。</p> <p>前回の流れの中でも、ほとんど小委員会で協議したことが報告という形で挙がってきておったですから、それでもよかったんですけども、どうしてもそういう小委員会を省くと、いろいろな理由は聞きましたが、3月までにしないといけない、いろいろなこともありますので、わからなくもないんですけども。やはり住民の方から見ても、こういう大切なことを報告という項目で上げられると、そしたらだれが決めたのかということに、前回の資料でいきますと報告というのは合併協議会の規程などに基づき、既に決定した事項や専門部会、文化会などの協議状況を協議会にお知らせするものという形になっておるんですね。</p> <p>ですから、どこかで協議して決定した事項という形の中で、報告というものを使っていたかないと、ちょっと誤解を招くといえますか、これずっと報告でいつ具体的に協議の方に移行するのかわかりませんが、内容はやはり協議になると思うんですけども、そのあたり、まずその内容審議の前にちょっと事務局なり会長さんのご意見をお聞きしたいんですけど。</p>
和田局長	先ほど、最初にご説明したとおりなんですけども、やはり決定

発言者	議題・発言内容
	<p> の場がこの協議会だという、それを尊重しようということで、かえって紛らわしく思われたかもしれないんですけども、まだ具体的な記述が入って、素案として完成されたものではございませんので、途中経過の報告と、そういう意味で報告ということにさせていただきました。 </p> <p> この報告というのは、議題としての報告でありますので、この協議会の設置の冒頭に報告したただの報告だけで、質疑、応答を伴わないというものと違いまして、議題としての報告でありますから、協議を伴うものでございますから協議もしていただけると。ここで、方向付けをしていただいた上で、その協議会の方向づけに従って後の作業を進めたいというのが事務局の考えでございまして、そのために報告にさせていただいたものであります。 </p> <p> ですから、基本的な考えは亀井委員がおっしゃるような方向で事務局も考えたつもりではございます。 </p> <p> それから、前回小委員会がないことの説明がなかったんではないかということでもありますけれども、小委員会というのは、本来規約で活用することができるということを規約で定めておれば活用できるというものでありまして、この協議会においては規約にございませんので、説明するきっかけはなかったということで、今までの経験を通して、そういう先進事例では小委員会もあるぞというような、そういうご質問をいただきましたので、確かに先進事例では小委員会を設置しているところが多ございます。この任意の協議会では設置を予定しておりません。 </p> <p> その理由は、やはり協議の体系をできるだけ簡素化して、透明性と効率性を上げたいということが1つ。それから、委員全員で協議 </p>

発言者	議題・発言内容
	<p>することによって、協議の効果も高まるのではないかとということです。小委員会でありますと、どうしても一部の委員さんが深くかわるけれども、あとの方は、いわば協議会とはいえ報告を受けるような形になりがちですので、全体で協議していただいた方が効果が高まるであろうということと、それからほとんどの委員さんが、今まで具体的にまちづくりについて検討した経験があります。そういう問題意識を具体的にお持ちですので、そういう意識を持ち寄って協議をすれば、また最初からといいますか、小委員会から積み上げなくても、この協議会で対応ができるのではないかとというような、主にそのようなことから、この協議会では小委員会を活用するというメリットがないのではないかと。逆に、以上のような条件を考えれば、小委員会を置くことによって、効率が落ちるのではないかとというようなこともありまして、小委員会は設置しておりません。</p> <p>確かに、限られた日程で成果を上げるためには、協議会に事務局がつくったものをポンと出すというだけではなかなか成果が上がりにくいかと思しますので、なるべく委員さんが事前に勉強できるような、そういうような運用の仕方は工夫したいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
中村議長	<p>ちょっと、まだ説明がわかりにくいかもしれませんが、これを報告と言わずに何ぞ違う方向で生かせんか。報告が紛らわしい報告になるからやね。</p>
和田局長	<p>次回は、素案として整いますので、次回上げることは協議として挙げられると思います。今回は、まだ協議してくださいといって</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>上げるには、形が整っていない段階だということで、途中の経過ということで報告ということにさせていただきました。</p> <p>しかも、協議を伴いますので、むしろその方が協議会を尊重するという、そういう協議方法かなということで挙げたものでございます。</p>
中村議長	<p>今回に限ってやね、こういうような報告を。</p>
亀井委員	<p>ご説明を聞くと、ごもっともなところもあるんですけども、そのちょっと報告という内容になりますと、やはり使い方は気を付けていただきたいという部分があるんですよ。どうしても、もう決まったことの報告という形にとられますので、だから、どこも協議してない内容が、たとえ素案づくりであっても事務局提案とか何か誤解を招かないような形にしておかないと、おそらくこれ項目だけが表へ出ますので、報告でこんなことが報告されたんかということがやはり表、マスコミさんもかなりおりますしね、そういう部分が流れたんでもいけないと思いますし、あと、私も今日も勇気を持って発言をしておるんですけども、これだけマスコミもおりますし傍聴者もおりまして、いきなり協議会で意見を述べると言うても、正直本音出せるかということ、非常に難しい部分はあるんじゃないかと思うんですけど。</p> <p>小委員会、前回の小委員会もこのぐらいの規模、もうちょっと少なかったんですか。かなり、議論されたんですよ。中身も充実しておったと思うんですよ。やはり、それはなぜかといいますと、その上に協議会があるからという部分もありまして、自由に意見を述べ</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p> るというところがあったと思うんです。だから、それがいきなりトップの協議会で意見を述べと言いますと、あとは結論を出さざるを得ない状態になりますんで、非常に意見を出すにしても勇気もいるし、事前にかなり調べた上でないと発言できないというようなことになって、本当の議論ができるのかどうか。理屈上は、時間もないし、皆さんが協議できるんやから全員の方がいいというのはわかるんですけども、ただでさえ年度末忙しいときに、首長さん3人の日程やら何やら全部調整して、果たして3月末に法定協に移るまでの議論ができるのかどうか。そのあたりをちょっと心配はしております。 </p> <p> 一応、首長さんも折々で、小委員会をつくらないということでもう決定なら、それはそれで仕方がない部分なんですけど、何かないと本当の議論ができないような気がするんですけども、そのあたりちょっとご意見をいただきたいんです。 </p> <p> 今、亀井さんのご意見も私は十分わかるわけですけども、前回の1市3町の協議会を踏まえまして、やはり言いたいことが言えてないじゃないかということもあったわけです。それは、いわゆる小委員会の中で、いろいろ議論しながらなかなか煮詰まらないということもあった反省もありまして、できるだけ協議会でお互いに話し合おうじゃないかというのが基本的にあります。 </p> <p> 今日の取り上げ方は、これは報告として挙げたことについて、若干誤解があるから、最初にあのようなことでお断りをさせていただいたわけですが、十分ここで話し合える場にしたいというのが、私、会長としてもこういう思いであります。特に、傍聴の </p>

発言者	議題・発言内容
	<p>皆さん方もいらっしゃるわけですので、本音を出し合って話し合える協議会であってほしいなという思いもありまして、できるだけそれだから協議にかける問題につきましては、事前に話題として提供して、十分皆さん方もそれに対応できるような勉強の機会も与えるような時間を取りたいと思っておりますが、何分限られた時間でございますので、そのあたり心配はしながら、できれば事務局の方にも提言として申し入れてもらってもいいんじゃないかなというようにも思いますが。</p> <p>きょう、ここで全部煮詰めるということでもございませんので、今度は話題になっております主要施策につきましては、十分時間をとってというか、次の会も決まっておりますけれども、今までそれぞれの町から出した、いわゆる主要施策にさらに色付けをするものがあるであったら、この際にやはり出すべきであろうかなというふうに、これは私の気持ちであります。</p> <p>事務局、補足あったら言ってください。</p>
和田局長	<p>亀井委員がおっしゃられることは、今後の協議で、ずっと基本的な課題であろうと思っておりますので、その辺は、運用面ではできるだけそういう点に配慮した工夫はしたいと考えております。</p> <p>ただ、小委員会にしても、やはり公開原則ということですので、ぜひこの協議会の場でご意見もいただけたらと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
中村議長	西岡委員。

発言者	議題・発言内容
西岡委員	<p>伊予市の西岡でございます。</p> <p>今、亀井委員さんからご発言があったんですが、私も亀井さんの言われることには正直賛成です。こういう全体の協議会の中で、本当に事務局の方は自由に発言をしてくださいというような、会長さんの意見でもございますけれども、やはり小委員会の中で自由に発言ができるということが、本当に委員としても助かります。この場で、発言と言われても、なかなか責任ある場所でございますし、そういう小委員会での発言であれば、またほかの委員さんからもいろいろなご指摘もある中、そういうふうな自由団らんの会場で意見が述べられるということは、非常に我々にとってもありがたいし、また全体会が後に控えておるといことも安心なことでございますし、時間的なことがあるかもしれませんが、ただ、いろいろ聞いてみますと、どうしても17年の3月31日を目標とするということになっておりますけれども、一応県の方にそういう形での合併を申請すれば、1年延長というようなこともあるように聞いております。</p> <p>やはり、大事なことは皆さんがいろいろ腹を打ち明けて、そしてどういうまちづくりをやっていくか、どういうビジョンを持った形でのまちづくりをやっていくかというようなことが基本になるわけであって、やはり私としてはそういう機会を設けていただければありがたいと、亀井委員に賛同する一員としての意見を言わせていただきました。</p>
中村議長	はい、関連の意見ですか。どうぞ。

発言者	議題・発言内容
重松委員	<p>伊予市の重松でございます。</p> <p>ただいま西岡委員さん、また亀井委員さんからご意見がありましたが、私もほぼ同じような気持ちでございます。</p> <p>過去の1市3町の結果的に今日に至ったあの経過を見てみましても、やはり前回委員会、小委員会という中で、私、議員の定数の関係を受け持たせていただいておりますわけですが、やはり現在の1市2町のこの協議会につきましては、会長さん、あるいは副会長さんにも申し上げておりますように、期間が特に限定されておまして、日数があと少ないという中では、やはりそれぞれ忙しくとも月に1度ということやなくて、ただいま行われておりますように月に2度、あるいは3度ということ、できる限り時間をかけて協議をするような方向にしてほしいということをお願いしておりますが、やはり今回の協議会につきましては、前回にかなり小委員会の中で議論をし、また合併協議会の中で議論をしたことを踏まえてといたしますか、基本にかなりおいて、今回の1市2町の結論を出したいと、そういう時間的な問題もあるということも十二分にわかるわけでございますので、ひとつ今後はこの協議会が非常に心配をいたしておりますように、フリーな雰囲気の中でできる限り発言し、協議ができると、そういうことの会の持ち方、また事務のお方の方の提案、提起等も心がけてほしいなと思っておりますので、とにかくそういうことで、ひとつざっくばらんな協議会で議論しあうということに運営を心がけていただいたらと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
中村議長	今、お三方から同様なご発言をいただきました。

発言者	議題・発言内容
	<p>小委員会は、原則として持たないということにしておりますけれども、運用の中で、できるだけ大事なことについては、事前にそういう協議をして、そしてこの全体の協議会に挙げるということを事務局もやっていいということをおっしゃるので、そういう方法をとらせていただきますので、ご了解いただけますでしょうか。</p> <p>はい。そういうことで、この将来像につきましても、どうしてももっと協議すべきだということになれば、まず代表の皆さん方でご審議をいただくような機会がとれるようでしたら、頑張りたいと思っております。</p>
中村議長	田中さん、どうぞ。
田中委員	<p>中山町の田中ですけれども、この協議会の中で十分に話す委員会の機会なり雰囲気をつくるということが、一番には大事ではないかと思っております。そのために、今まででしたら2時間とか、そういった時間の中で限定をして審議時間がなかったりすることがあったわけですが、今回の場合は前もって、新しいまた別の協議会以前に打合せをするのではなしに、協議会の中でゆっくりと時間をかけ、また話をするのが私としては公開すべきものであって、それが本当の筋であろうと思っております。</p> <p>ですから、今後会議をするときには、議題は事前に資料をいろいろもらうわけです。それを十分に検討した中で、このような協議会の中でゆっくりと時間をかけた中で、みんなの発言なり意見を聞いて方向付けを出すのが本当の道筋ではないかと思っておりますので、そこら小委員会をつくるという意味ではないような形だったん</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>ですけれども、全体の勉強会とそういった方向がとれるのかなという感じもしたわけですが、事前に資料をもらって、その場で十分な審議をするのでしたら、私自身としましては、この協議会の中で十分に時間をかけた中でしていくのが本当の方法ではないかと思っております。</p> <p>私の意見です。</p> <p>今、田中委員からもあのようなご発言がございました。</p> <p>例えば、議員の定数等の問題については、やはり議会の皆さん方にお任せすることがまず基本であろうということもございますので、臨機応変にそういうものは皆さん方でご審議をいただくような小委員会的なものをしていただくと。そして、その後我々の中で協議をするという、1つのたたき台をつくっていただくということはいいんじゃないかと思いますが、このことはご了解いただけましょるか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>そしたら、そんなことで十分今後の、特に新市の計画あたりは、やはりもう少し助役段階というか、そういう段階で煮詰めることが必要かと私も思いますので、そういう事前に協議会前の小委員会的なものでご審議をいただく機会もつくりたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。</p> <p>きょうの段階では、皆さん方これで審議してくださいと言っても、なかなか難しいのかなと思いますが、どなたかご意見いただき</p>

発言者	議題・発言内容
高橋委員	<p>たいと思いますが。</p> <p>高橋委員さん。</p> <p>亀井委員さんの話が終わりましたので、一応これは内容のことなんですけれどもこの素案ですと、いけば広域行政の推進、それから狭域、地域の行政の充実ということが大原則となっております。</p> <p>特に、多様な地域が共生する分散型のまちづくりというふうなことで打ち出しておりますが、私どもこれは非常に前から同意見でございます、非常にうれしい素案だと思っております。しかし、もう一つの合併の一番問題であります財政の効率化、これに対する将来像がちょっと見えてないんじゃないかなと感じておるんです。</p> <p>というのは、あくまでもこの地方分散型という言葉が強く出過ぎておりました、地域主義というのが強く出過ぎているので、今度は中央の住民の方の疑問が出るんじゃないかとちょっと心配をするんです、私の方では。私の方では何をしてくれるのかなというふうなのが見えてないので、そこら辺も兼ね備えて、ちょっと検討をしていただいたらなと思っておりますが、いかがなものでしょうか。</p>
中村議長	事務局説明してください。
和田局長	分散型の地域づくりで、特に人口減少地域に配慮してとか、周辺部に配慮してということを特に言ってますけれども、これは今おっしゃられるように、言うたら伊予市の中心部の人と周辺部とで違

発言者	議題・発言内容
	<p>うということではなくて、伊予市の中心部においても、やはり同じ視点で地域づくりをしていく必要があると。やはり、自分の地域は自分でというのが基本になりますので、そういう点では同じ視点で地域づくりすることは必要です。</p> <p>ただ、やり方とか制度とかを一律に押しつけるというか、それではいけないのではないかということで、地域の特性に応じたやり方は必要ですけれども、周辺部に配慮するということは中心部とまちづくりが違うということではありませんで、これは官と民というような視点で、すべての公共サービスが行政がやるという、そういう視点から見直していこうというのが基本になるかと思います。そこから見直さないと、行政の効率化ということにも結びつかない。それをやることによって、行政の効率化とサービスの充実と、通常行政が全部抱えたのでは矛盾するところが両立できるんじゃないかと、そういうふう考えております。</p>
中村議長	<p>皆さん、それぞれの自治体も平成16年度の予算を組まれたかと思いますが、実際に今政府が行っていております三位一体改革の中では、非常に厳しい財政事情であることは間違いないので、この合併もやはり効率化ということはどうしても避けて通れない問題でございますので、このことについては私の前回のごあいさつにも申し上げましたけれども、お互いにより効率的な行財政運営ができるかということは基本にないといかんとします。</p> <p>ほかにご意見、基本的なことで。亀井委員さん。</p>
亀井委員	<p>中身の方を、ちょっと1点だけお聞きしたいことがあるんです</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>けど、12、13ページなんですけど、前回の1市3町の場合、福祉、教育、安全、活力、みんなで築くというふうな1つの基本目標というものがあつたと思うんですけども、それからちょっと変わってきてるという感じはするんです。</p> <p>それで、ちょっと私も国語力が非常に弱いものですから、非常に単純な質問で悪いんですけど、13ページの主要施策の2のはつつ住みよいまちづくり、3の安らぎとぬくもりのまちづくり、4の潤いと生きがいのまちづくりというふうな部分が、それではどこがどう違うのかという部分が非常にわかりにくいんですよ、私はですよ。ほかの委員さんには、これはこうだということがあればいいんですけど、なんか似通ったようなまちづくりかなというふうなものもとられなくもないようなところもあるんです。</p> <p>それで、やはり今、各市町村は元気がないということで、元気づくり、活力とか活性化とかいうふうなことを主体にやっておるわけですけども、そのあたりの5番の項目が、ちょっとぼけてくるような気がしていかんのです。余りにも前4つが多いものですから。</p> <p>それで、この6項目の中で、説明では最後に第6番目に参画と協働の郷(くに)づくりというものが6番目に持ってきておるわけですが、話の内容、基本理念からいくとこれがもうメインになってくるような気はするんです。</p> <p>それで、この施策につきまして、別に上から優先順位がついておるというものではないとは思いますが、ないとは思いますが、こう並べて書くと上の方が優先かなと思ったりもせんでもないんで、それならちょっと順番も考えたらどうかとは思ったりもするんですけども、その辺事務局のお考えをお聞きしたいと思</p>

発言者	議題・発言内容
和田局長	<p>います。</p> <p>ご指摘のような優先順位、順番を工夫するということは協議していただいて変えることはいいと思います。こういう設定をしましたのは、市ですから行政区域全体の総合的な行政をするというのが基本的な役目でありますから、こういう内容についてはやらなければならないということで、そこに優先順位というのはやはり戦略的な視点ということになるかと思うんですけども、どれもおろそかにはできない問題であります。</p> <p>こういう設定をしましたのは、今の各市町の総合計画、これもそれぞれのところが総合的な行政をやっておるわけですので、それぞれに分類をして計画を立てております。</p> <p>例えば、はつらつ住みよいまちづくりとしましたことについては、伊予市については住みよい快適なまちづくり、中山町については美しくゆとりあるまちづくり、双海町については豊かな自然を生かした快適なまちというような項目立てをしております。それをまとめたということであります。ですから、ただ順番を変えた方がよりわかりやすいとか、政策的にいいのじゃないかというようなことがあれば、順番を変えることは差し支えないと思います。</p> <p>最後に、行政の参画と協働の郷(くに)づくりとしておりますのは、これはやはりそれぞれの政策をやっていく上での基本事項でありまして、先ほど申しましたように、やはり合併というのは突き詰めれば行政組織の統合ということでもあります。このまちづくり構想については、一般の市民の方、住民の方にお示しするもので、そういう側面と、やはり行政が行政の仕事として取り組まなけ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ればならない面とがあるかと思えます。そういうような視点で、こういう分類をしたものでありますので、またご協議いただいたらと思えます。</p>
中村議長	<p>はい、どうぞ。</p>
亀井委員	<p>この主要施策ですから、重要な内容になるわけですがけれども、これを時間が3月末までにまとめないかと、それまでに住民説明もせないかんということで、時間がないのは重々わかるんです。</p> <p>それで、県の方にも説明にいかないかんという、たたき台がないといけないと聞くとわかるんですが、そうすればこの今回のこの分に対する協議が引き続き行われると思うんですけれども、そのあたりでの修正がどこまで可能なのか。その片方で進みながら、住民説明も終わってからまた修正するということが非常に難しい状況にもなると思うんですけれども、いろいろな議論の中で、やはりこの施策の方がもっと先せないかんのやないかという分が出てくる可能性は十分あると思うんです、これ協議してないんですから。そのあたりについては、どのような見解でしょうか。</p>
中村議長	<p>はい、事務局。</p>
和田局長	<p>これは、数字を振りましたけども、優先順位では全くございませんので、何でしたら、数字をもしこの優先順位ととられかねないということであれば、数字をのけるという方法もあるかと思えます。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ただ、体系として整理がしやすいかなということで番号を振っただけでございます。ですから、優先的に取り組むこととか、特に課題として取り上げなければいけないことというのは、そういう記述として出す必要があるかと思います。</p> <p>順番については、先ほど言いましたように、どの施策もおろそかにはできないということは基本的にあります。それが、この地域の課題としてどれだけ大きい、それこそ優先するかという問題で、政策としてはどれもやらなければいけないことではあります。</p> <p>それで、このまちづくり構想、素案がまとまりましたら、それは住民説明のもとになるものでありますし、建設計画にもつながるものであります。ですから、住民の方に出すときに、この番号を付けると誤解をまねくということであれば……。</p>
中村議長	ちょっと待ってください。修正は可能ですか。
和田局長	修正は可能です。
中村議長	<p>ちょっと皆さん大分誤解があるようですが、きょうのこの協議に挙げました、報告に挙げました内容は、事務局の素案なんです。たたき台なんです。ですから、皆さん方のご意見を踏まえて、市民に出すような構想をつくりたいということの、今日はあくまでもたたき台だということのご理解でいいんじゃないかと思います。</p>
亀井委員	それで、わかるんですけども、3月の上旬か中旬ぐらいにですね、まとめあげなきゃならんわけでしょ。まあ、その間に十分協議

発言者	議題・発言内容
	<p>ができるかどうかというのが、ひとつの判断なのです。例えば、後でいろいろ議論をしながら、もちろんもっと具体的に協議をせなあいかんというようなことが、できせんかなと思うんです。</p>
中村議長	<p>次の会を予定しておるのが、3月2日やったんかな。</p>
和田局長	<p>1日です。</p>
中村議長	<p>3月1日に協議会を予定しておるんです。ですから、それまでにできるだけというか、ご意見を伺う機会をつくって、いわゆる市民に出せる内容のものをつくりたいわけですから。そうでないと、構想と言っても、構想も素案かなということで、何も協議してないではないか、ということでは、皆さんにもお出しができませんけれども、いわゆる構想として出せるものにはしたいなという思いであります。まだ早いというのなら、それも延ばしてやむを得ませんけれども、余り延ばしているとどうでしょうか。それぐらいの間に、皆さん方のご意見を踏まえる中で、1市3町でやったことが何も資産にならないのだと。改めて、全部やり直さないといけないのではないかということになれば、相当時間がかかると思いますが。</p> <p>今まで、それぞれの町の思いは、私は相当出ているのではないかなという認識で私はおるんです。ですから、それを小さくなったからどういうふうにしないといけないかということ、皆さんで協議していただければ、まとまるのかなという思いはあるわけなんです。</p> <p>ですから、特に今回こういう枠組みが変わった中で、こういうこ</p>

発言者	議題・発言内容
日野委員	<p>とだけは盛り込んでほしいというのが、私はあると思うんです。そういうあたりを、ぜひ1つこれからの短い日ですけれども、出していただいて、その構想の中へ盛り込みたいなという思いです。</p> <p>伊予市の日野です。</p> <p>今回のこの主要施策を見てみますと、ただいま亀井さんが言われたように、2、3、4あたりの表現、それからそれによるインパクト、そういったものが、私は確かに薄いと思うんです。むしろ、主要施策の6あたり、行財政改革の推進であるとか、住民自治の推進であるとか、あるいはそういったもの、それから農林水産業、5、つまり、6、5あたりをある程度頭へ持ってきてボンとこれをやるんだと、そのために以下のようなこともやるというふうにしていかんと、この主要施策1、2、3、4、5、6を見てみたら、確かに2、3、4あたりのは同じような表現で、内容もまあ似たり寄ったりのものかなということで、主要施策としてこれを出した場合に、住民が見ても非常にインパクトが弱い。私は、そのように思います。</p> <p>特に、6あたりの先ほど申しましたが、大事なことは行財政改革の推進であるとか、そのためには住民自治の推進であるとか、それからもう一つ大きなことは、私は少子化対策であろうと思います。このあたりも、平成12年では1市2町で約4万余りの人口。そして、平成27年ではこれが3万7,000人になろうとしておる。そういうことも、我々としては対応すべき大きな課題であり、そうすると少子化の進展に対応した子育て支援、保育サービスの充実、こういったものも3ページでうたっておりますけれども、こういっ</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>た問題なんかも大きなポイント、今後の新市の将来を担うためには、発展させるためには、こういったことも大きな課題として私はやっていく、取り組むべきことであろうと思います。</p> <p>そういう点では、主要施策としてのこの内容は、ちょっとインパクトが弱いなという思いがいたします。</p> <p>前回あのような形で福祉、教育、安全、活力という4つの大きな柱を建てて組んだ経緯がありましたね。その中のことは、1つも不必要なものはないわけなんです。</p> <p>それを、即それを使うということもなかなか難しいことであろうから、今回こういうような分割をしてより細かく分けたというのがこの素案なんです。</p> <p>そういうことで、それぞれの項目の中に、例えば今言った少子化対策というのは重要です。この中で、3の施策の中で十分盛り込んだらよいことでして、そこの肉づけはこれからしましょうということをするんですから、順番が変わっても、それぞれの内容は変わらんとするんですがね。どおでしょうか。</p> <p>それでも、5番の施策を1番に上げないといけないとかいうことも、別にこの前はそれを5番の活力に上げたわけですから。</p> <p>高橋さん。</p>
高橋委員	<p>これ、全文ですべてこれは住民自治制度、それから財政、そういう関係を上げておるわけですので、この1、2、3、4、5、これはすべて住民自治の推進の中に入るとするんですよ、政策としたら。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>だから、一応順番を1、2、3、4、5というのをつけなくても、普通の人でしたら1番上に来るものが1番大切だと思うのが普通の心理だと思うんです。だったら、6番を一番上に上げて、そして順次その中のものを重要施策ですよというふうに並べるのが本当じゃないかと思いますが、いかがなものでしょうか。</p>
中村議長	<p>どうぞ、事務局。</p>
和田局長	<p>この体系をこういう順番にしたのは、確かに2、3、4、5については順番の意味はありません。どれも行政としてやらなければいけないことです。</p> <p>1番目は基盤整備ということで、やはり政策のもとになるかなという基盤整備であります。</p> <p>あとが、前の伊予地区のときには福祉、教育、安全、活力とありましたけれども、それにほぼ該当するものが2、3、4、5になります。それから、6はそういう政策をやはり行政として運営していくためには、そういう行財政の改革、住民自治の支援、推進と、そういうことが必要になりますという、そういう視点で1番と、それから2、3、4、5と、それから6番と、若干ちょっと区別ができるような内容にはなるかと思うんです。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	<p>高橋さんがおっしゃったように、この6番は総合的なものをまとめるためのこれですから、別格で私はいいと思うんですよ。以前にも別枠であったかなという思いがあったんですけども、これは</p>

発言者	議題・発言内容
西岡会員	<p>どういんでしょうか、これは皆をとらえて、それは住民自治等、行財政改革推進の中で始めるんですよということがうたわれたら、それでいいのかなと思うんですが。そこの方はどうでしょう。その辺は、修正もしたいと思います。</p> <p>どうですか。皆さん、精出して意見出しておいってください。</p> <p>はい、どうぞ。西岡委員さん。</p> <p>私も、今活発ないろいろな貴重な意見が出て感心して聞いておったわけですが、6番のこの住民自治の推進、行財政改革の推進、これはもう全く関連がある項目でもあります。また、特にさっき話題になりました少子高齢化の問題も大変重要な問題でございました。</p> <p>住民アンケート等にも若者の定住ということの推進を図らないといけないというような意見が大きく出ておったわけでございます。</p> <p>したがって、やはり生産年齢人口定住の推進と、これが非常に今後のまちづくりをしていく上にも私は大事な課題ではなからうか。要するに、若い方々に住んでいただく。生産のできる人、または税金を納めていただける人、子づくりもできる人、こういう人に住んでいただくためのまちづくりということを大きく打ち出すということも、課題として大事ではないかというように思いますので、この点をご配慮願ったらと思います。</p>
中村議長	<p>はい、ありがとうございました。ご意見として承ります。</p> <p>ほかにご意見。今度は中嶋さんに。中嶋委員さん。</p>

発言者	議題・発言内容
中嶋委員	<p>双海町の中嶋でございます。</p> <p>これ、ちょっとわかりにくいのは、分類上言えば、大分類も中分類も一緒になってるから、ちょっとおかしいに感じるわけです。</p> <p>いわゆる6というのは、一番方向、基本になることであって、それを実現するために1のインフラ整備が当然出てくるし、それで1市3町でやっていた具体的なものが、例えば主要施策の2の「はつらつ」というのはいわゆる安全関係に、それで3が福祉関係に、それで4は教育関係やったですね。それから5が活力関係。いわゆる1市3町でやっていたのが2、3、4、5に出てきておるわけです。</p> <p>ですから、これと6と1とはいわゆる分類上、違うのを一緒にするからややこしくなるんです。これは、6と1は全く最も基本になる方向付けだと思っんです。そのように考えていくと、これは別段どういうことはないんですが、これをさっき言いましたように同じにずらっと並べるからややこしくなっただけだと私は思っんです。いかがでしょう。</p>
和田局長	<p>ご指摘のとおりなので、そのあたり少しランクをつけるとか、ちょっと工夫してわかりやすくするようにしたいと思います。</p>
中村議長	<p>次、そしたらそのことで亀井さん、どうぞ。</p>
亀井委員	<p>確かに、これ行政を全部網羅せないかんというふうなことで、無理して振り分けてこういう施策名を付けたんではないかと思っんですけども、あくまでも主要施策というまちづくりの主要施策です</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>から、極端に言うたら当たり前、やらないかんことまで入れる必要はないんじゃないかという気はするんですよ。</p> <p>その中で、重点的にこれをやりますよという部分でいいんじゃないかと思うんですが、これを全部入れないかんと思うから、もうややこしくなるんじゃないかと思えますし、1つだけぜひお願いしたいのは、今一番問題になっているのは安全、安心という部分が、生活の上で非常にキーワードになってるんです。その部分を、ぜひどこかの項目に入れていただきたい。安らぎ、潤いよりは安全、安心というふうな部分が、今は住民から求められてるんじゃないかと思えますので、私の意見としてお願いしたいと思えます。</p>
和田局長	<p>記述の段階で、そういうめり張りをつけた内容で工夫したいと思えます。</p>
中村議長	<p>ご意見として承ります。</p> <p>重松さん。</p>
重松委員	<p>伊予市の重松ですが、皆さんとほぼ似たようなことで、非常に恐縮ですが、先ほど双海の中嶋委員さんが言われたように、私はこれこういうふうに使っております。こういうふうにしまして、この6番と5番を上を持ってきております。あと、4項目が下に入るように、すべてやはりどれも大事なことではありますが、特に6、5ができれば安全も安心もおのずとできるであろうと、そういう考え方で、こう使った方がいいんじゃないかと。逆ですかね。逆に、そんな形にすれば、そういうふうに使っております。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>以上です。</p> <p>はい、今、ご意見として受けたいと思います。</p> <p>はい、どうぞ。田中委員さん。</p>
田中委員	<p>いろいろ大体方向づけも決まって、やはり6番については、ちょっと別の地点からいくのがよいかと思うわけですが、私といたしましてはこれは順番でいいかと、1とか2とか3といった、こういった基本的な生活条件につまましてするのが、行政の一番の大事なことであろうと思っておりますので、これはやはり余りさわらずに、やはりだれもが生活するための基本的インフラ整備とか、それが一番基本になりますので、行政として。やはり、これは余り私としてさわらずにいった方がいいのかなと。</p> <p>それから、1、2、3、4につまましては、一般的な全体の住民向けとすることを考えた中では、こういった方向も一つはいいのではないかと思います。</p> <p>以上です。</p>
安田委員	<p>伊予市の安田でございます。</p> <p>皆さんがご発言なさったのと、ちょっと全く異なるんですけども、やはり13ページの主要施策の4の潤いと生きがいの人づくりの中、これは福祉を重点においての項目であろうと思いますが、女性施策、これは弱者の救済という意味で掲げておられるんだと思うんですが、私は特に女性っていう施策は要らないんじゃないかなというふうな気がするんですけど、いかがでございますか。</p>

発言者	議題・発言内容
和田局長	<p>今のご理解は逆でございまして、福祉政策ではないということで、この項目、人づくりの項目に入れさせていただいたのは、福祉ではないという観点でございます。</p> <p>女性施策とありますけれども、女性施策は当然この世の中、男性と女性しかおりませんので、当然男性施策にもかかわるということで、人づくりというような観点からで、特に今の時点ではやはり女性施策ということも1つ項目として挙げるのもいいかなということで挙げさせていただいたので、女性が弱者じゃないということを基本にしておりますので、入れたものでございます。</p> <p>何かもっと包括的な項目の方がいいというようなご意見があれば検討はしますけれども、まだ今の時点ではやはり女性施策から入って男性も一緒にというような段階かなということで掲げたものでございます。</p>
安田委員	<p>今、盛んに男女共同参画の社会づくりというのを言ってまして、特に女性っていう施策が出ましたものですから、私としては要らないんじゃないかと思ったんですけども、今のお話を聞いてわかりましたので。</p>
中村委員	<p>いかがでしょうか。</p> <p>きょうは、この将来像とあわせまして、いわゆるこれからの新しいまちの事務所の方式等も含めたことについて、ご一緒に協議をいただこうかなということで挙げておるわけですが、どうでしょうか、その話も一緒に合わせてご審議いただくようなことにすれば、</p>

発言者	議題・発言内容
田中委員	<p>より深まるのかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>せっかく出ておりますので、今までの関連といたしまして、最後に1つだけご質問させていただきます。</p> <p>14、15ページにつきまして、1つ配慮をお願いしたいと思えますのが、この地図の中の中山町役場、双海町役場という表現がありますけれども、今度、新しい市になりますと、この表現ではなしに変わっていきますので、総合支所という形で、そういう書き方と、今までの先ほどまでの郷(くに)づくりの基本理念につきまして、これほどのデータなりいろいろせっかくつくっていただいたんですけれども、14、15ページにつきますと、全くそのままということで、できましたらもうちょっと一工夫してほしいなという感じだけしておりますので、それだけお願いをいたします。</p>
中村議長	<p>これではちょっと色つけてないからわかりにくくて、申しわけないんですが。名前も当然変えると思いますが、まだここまで煮詰めてないもので。</p> <p>今は、今度のいわゆる事務所の方式等を含めた中で、初めて名前が出てくると思うんですよ。ですから、今はこういう役場としたわけであったと思うんですけど。</p> <p>今の将来像についてのご意見は、継続で残りますので、できるだけ早い時期に皆さんとまたじっくりご協議をするような機会、小委員会にしても代表で煮詰めていただくような機会をつくりたいと思います。そうでないと、このままでは次の3月1日の会でいきます</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>よ、というわけにもなかなかいかんでしょうから。</p> <p>それも含めまして、この次の報告10号も一緒に審議させてもらったらと思うのですが、よろざいまいしょうかね。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>それでは、事務局。</p>
和田局長	<p>それでは、今の主要施策の順番については、また反対にしたり横にしたりして、事務局の方でまた考えてみたいと思います。</p> <p>ただ、項目についてはこれらの総合的な行政をするというのが行政の役割ですので、やはりどれもおろそかにはできないという点をご理解をいただいたらと思います。</p> <p>報告第10号、これは資料が別冊になっております。右の肩に報告第10号資料とあります。新市の事務の方式と住民自治組織についてという資料であります。</p> <p>初めに背景とありますけれども、最初の時代背景についてはもう今まで何回もご説明した同じことでありますので省略させていただきます。、（2）の新市行政運営の理念ということで、このウですけれども、対等の名のもとに人口規模や地勢的条件が政策的優位性に直結しないよう、均衡ある発展に適切に配慮するというので、この対等といひますのは対等合併から来てると思うんですけれども、対等合併、新設合併と申しますのは、どこの自治体も一旦法人格が消滅するという、そういう意味でありますので、当然いろいろな自治体が一緒になるということは、条件の違うところが一緒にな</p>

発言者	議題・発言内容
	<p> るということはもう基本でありますので、その違いの条件、条件の違いのところを調整するというのが協議になるかと思えます。 </p> <p> それで、工の組織はかなり役所内部の事務手続きではなくて、政策そのものであるという、そういう視点で考えたいと考えております。 </p> <p> まず、1番目「伊予方式について」とあります。この伊予方式というのは、何か伊予地区での協議をそのまま踏まえた形になっておりますけれども、これはある程度事務的にも検討されたことでありますので、そのまま引き継いで使っております。 </p> <p> (1) 総合支所方式を基本とした事務の方式であることが、まず一番であります。本来、本庁の出先機関が支所というのではなくて、住民に第一線で行政サービスを提供する総合機関として支所があるということでありまして、これは、参考でつくっております7ページの自治法の規程を見ていただきましたら、そういうことになっております。単なる出先機関ではなくて、総合的な出先機関であって、特定の事務のみを分掌するのではないということでありまして、 </p> <p> それから、(2) が新しい方式であることが条件であります。これは1ページに戻っていただきまして、1の(2)新しい方式であること。アとしまして、管理統合機能、本庁機能を主たる事務所、条例上の事務所に置き、旧市町を所管区域として総合支所機能を持つ地域事務所を設置する。 </p> <p> それから、イとしまして総合支所方式のデメリットを克服して、合併の効果を発揮することが必要であります。そのために、効率的な行政運営により、職員の減少にも対応を可能にする必要がある。 </p>

発言者	議題・発言内容
	<p>それから、2番目として新市としてのサービスの充実と一体性の確保を図る必要があります。</p> <p>それから、次の2ページですけれども、伊予方式としての事務の方式の基本的な考え方でありまして、まず1番目が住民サービスの基本。これが、地域密着と満足感であるということを申し上げましたけれども、これを踏まえたものとするということで、アで本庁機能として主たる事務所へ置く事務。これが、まず新市の統一的な業務、それから新市の全域にかかわる業務、それから対外的な業務を本庁機能とすることです。</p> <p>それから次、総合支所機能として地域事務所、今のそれぞれの市役所、役場になりますけれども、そこで取り扱う事務としては、住民への利便性の高い業務、住民の参加機会が多い業務、地域の特定課題・需要に関する業務、それから現場にかかわる業務であります。</p> <p>それから、(2)としまして本庁機能はスリムに、総合支所機能は充実させる。ア、本庁機能、主たる事務所は、漸次減少する職員体制に対応する必要があると。それから、総合支所機能については、住民に身近な庁舎でサービスの充実、住民自治の推進、それから地域事務所で自己決定できるよう、補助執行権限を配分するというので、地域での住民自治の支援、それから情報発信機能、そういう役割を持つことになります。</p> <p>それから、3は概念図でありまして、4が組織機構の例としてありますけれども、これは今まで非常に抽象的な言いばかりしておりましたので、ある程度具体性を持ってお示しするために示したものであります。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ただ、中身は現行の組織機構、これに基づいて移行すればこんな部課の設置になるんじゃないかということで、例として入れたものでございまして、これについてはやはり職員もできるだけ広い職員に協議してもらって、煮詰めていく必要があると考えております。</p> <p>一応部制で、本庁機能については、そこにありますように市の理事者三役、それから議会、行政委員会あたりが、それから総合支所機能、地域事務所においてはその地域を所管するだけの事業をするということで、行政委員会、議会等を除いた機能を持つ。それから、あと管理部門については本庁機能の方に入ります。これは、あくまでも例ということで、内容を具体的に見るために参考にさせていただいたらと思います。</p> <p>それから4ページでありますけれども、住民自治の推進であります。</p> <p>(1) 制度として住民自治を位置づけると、これは次の項目で説明が重複しますので、ここでは省略をいたしまして、次の(2) 行政内部に住民自治を支援する組織を設置するという事で、主たる事務所、本庁機能には住民自治の制度化、条例化を担当する部署を設置すると。それから、地域事務所には住民自治活動を支援する部署を設置する。それから、(3) が住民活動の拠点、自治支援センターという名前になるかどうかわかりませんが、そういうものを整備するという事で、仮に自治支援センターとしますと、これはまちづくり拠点、住民活動の拠点と、それから公民館機能、生涯学習の場とをあわせ持つ。おおむね小学校区を単位とするということでございます。</p> <p>それから、新市の一体性の確保のためには、住民自治組織の連絡</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>調整組織を設ける必要があるという意味で、交流拠点施設のようなものを設ける必要があるのではないかと。それから、4番目が住民自治組織が地域審議会的な役割を持つことが必要であります。合併に伴う周辺地域の懸念を解消するため、住民自治組織が当該地域に関する事項について、地域審議会的な機能を果たすということで、地域審議会的な機能とは何かと申しますと、行政へ地域振興策、市事業について意見提案をする。そういう仕組み、これを制度化しよう。それから、もう一つ行政による各種計画に関する事項の意見聴取を義務づける制度をつくるということで、市が何か事業をする場合には、そういう住民自治組織を通じて意見を伺うと、そういうような形で住民参画ということにもなるかと思えます。</p> <p>これらは、自治基本条例等、例規を整備して制度化するということでございます。住民自治基本条例ですか。これも、確立された体系ではございませんので、名前についても今既に制定しておるところもいろいろ名前がありますし、体系もさまざまでございますけれども、理想的に今考えておるのは、一番頂点に自治基本条例というので自治体の組織運営の規範、地域レベルの人権保障と公共性の実現とか自治組織とか、そういった自治行政運営の基本的なものを定める自治体の憲法のようなものをまず頂点に置きまして、そこから市民参加条例と住民自治に関する基本原則でありますとか、行政活動への市民参画の制度などを定めるもの。それから、まちづくり条例というような都市計画とか土地利用、景観、環境など、そういう基本原則を定めるもの。それから、その他の条例というようなことで整備するのがいいのじゃないかと考えております。</p> <p>それから、次の5ページが先ほど説明を省略しました住民自治組</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>織の概要についてでございます。</p> <p>趣旨・目的は、特色ある施策、まちづくり成果を引き継ぐ、それから住民自治の推進と広聴の充実、活力ある地域の創造というようなことでございます。</p> <p>2番目に、組織構成としましては、活動単位は自治体、小学校区住民など地縁に基づくもの。地縁に基づくものについては、その区域の住民の方が構成員になる。それから、NPOとか各種グループなど、特定分野において目的別に活動するような団体、そういうものも考えられます。法制度上は、人に応じて法人格も取得する。それから、通常は今の自治会とか広報区みたいなものは、権利能力なき社団というようなことで法人格は持っておりません。段階に応じて、目的に応じて、必要であれば法人格も取得するというようなことになるかと思えます。</p> <p>3番目に市、地域事務所の支援。地域活動は、地域事務所において支援することになりますけれども、まず財政支援としましては基本的には構成員の会費をもって組織運営の財源とすることになりますけれども、まず市が住民自治組織に委託する事務については委託料の支払い、それから住民自治組織が自主的に取り組む事業でも、広域性の高いものについては補助金を支出するなど、財政的な支援を行うと。それから、住民自治組織が市から財政支援を受けるに当たっては、事業計画等、市の認定を受けるということで、活動に対して財政支援があるということが基本になるかと思えます。それから、人的な支援でありますけれども、当然、構成員による組織、執行が基本でありますけれども、地域事務所には住民自治組織の活動を支援する担当職員を配置するというにしたいと考えておりま</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>す。</p> <p>それから4番目、住民自治組織への権能付与ということでありまして、住民自治組織への事務の委託については、条例等で基本原則を定めることとなりますけれども、まずこういうことは地域自治組織でやっていただけるんじゃないかと、そういう事務につきましては、まず住民自治組織へ委託する事務、地域の住民が専ら利用する公共施設の管理、それから地域の人材を活用できる福祉サービス、住民の参加協力を得ることで効果が期待できる事務などが考えられます。こういう権能付与は、住民自治組織の移行、それから体制に応じて段階的に進めていくということが現実的であろうと考えております。通常は、まず私法上の委託契約ということで行うようになると思います。例としましては、まず地域の公共的施設等の管理、公園・道路の清掃、緑化の推進、河川美化、集会所等の管理運営等でございます。</p> <p>それから、次の6ページでありますけれども、2つ目の例としましては地域福祉サービス、デイサービス支援事業でありますとか、子育て支援、独居老人の生活支援等であります。それから、3番目の例が地域環境の保全ということで、環境啓発、ごみ拾い、リサイクル・分別収集等でございます。</p> <p>それから、4番目の例が防災・防犯活動ということで自主防災活動、防犯灯の設置管理、それからごみの不法投棄等、放置物の監視・通報であります。</p> <p>それから、5番目の例としては教育、文化、社会教育活動で、青少年の健全育成やスポレク、交流事業等であります。</p> <p>それから、一方地域におろせないもの、権能付与になじまない事</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>務としましては、プライバシーに関する事務、生活保護でありますとか福祉手当とか証明書の発行でありますとか、そういうものについてはプライバシーに関するものですので、行政が直接やる必要があると。それから、給付行政に関する事務、各種福祉手当等の支給。3番目に権力行使に関する事務、税の賦課、こういうものについては、行政が直接やるようになると思います。</p> <p>参考資料は、そういう支所、事務所の制度に関する自治法の規程でありますけれども、先ほど申し上げましたように、支所というのは総合的な出先機関で、特定の事務を分掌するものではないということで、特定の簡単な事務、窓口の延長という意味では出張所というふうな名前で使われるかと思います。ただ、法的には支所と区別はしてないということであります。この支所、 で必要な地に置くことができるということで、この法律ができた当時、これを考えたのはやはり合併の機会にそういう必要があるんじゃないかとか、交通がはなはだ不便なところには置く必要があるんじゃないかとか、そういうようなことで考えられた規定であります。</p> <p>ですから、こういうようにずっと恒久的に住民自治を推進するために置こうというようなことは、この法律ができた時点では法律も想定していなかったことかと思えます。これは、地方制度調査会の答申あたりでは出てきておる考え方ですので、これからの課題ということになるかと思えます。</p> <p>それから、8ページ最後になりますけれども、これは部課の設置に関する規程でありまして、部を置いた場合は、部課を置いた場合は部を条例で決めなさいと。課だけの場合は、課を条例で決めなさいというようなことですが、これは法律が今年の9月に改</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>正、法律が施行されておりました、県については簡素化されております。国の関与が非常に小さくなっております。以前は、県の部局の数が定められたり、事前の届け出制とかでありましたけれども、そういうのが廃止されておりますけれども、市町村についてはその真ん中あたりにありますように、制定改廃したときには県知事への届け出を下さいというふうに上部機関の関与が大きくなってあるということがあります。</p> <p>それから、ちょっとお手元に本日お配りしておる参考資料があるかと思えます。これは、地方制度調査会の答申でございます、この答申が昨年11月13日に出されまして、これに基づいて今新しい法案が整備中とのことでございます。この中で、2ページに最初ののところでは、今の合併特例法の執行後も新しい法律を制定して、一定期間さらに自主的な合併を促すけれども、財政支援措置はとらないと。それから、次の2番目の丸のところでは、17年3月31日までに市町村議会の議決を経て、知事への申請をしておけば、18年3月31日までに合併したら特例法の規定を適用すると、そういう方針が出されております。</p> <p>この中で、4ページをお願いいたします。4ページに、やはり区域が広がるということで、それに対して住民自治をどう充実させるかということで、地域自治組織というものが考えられております。これには、2つのタイプがあって、一般制度とそれから特別地方公共団体の制度と2種類ありますけれども、どちらも支所のかわりをするような、そういう性格のものでございます。この資料の一番後ろ12ページになりますけれども、地方制度調査会の答申では地域自治組織と、それから、合併特例法では地域審議会、それから今回</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>我々がつくろうとしておるまちづくり構想では、住民自治組織というふうに名前を変えております。</p> <p>実際、地方制度調査会が目指しておるものは、本来の住民自治ではないかと思えますけれども、この地方制度調査会の答申の方が、地域自治組織という名前を使っておりますので、まちづくり構想の方では住民自治組織という名前にしておりますけれども、我々が目指しておる住民自治組織の方が、どちらかという内容的には地域自治組織というような内容になるかと思えます。</p> <p>それで、この表の一番右の一番下、右下の一番隅っこのところに、地域事務所、総合支所との連携により、「住民自治」の実現とありますように、この地域事務所と両方合わせて住民自治を実現できるというようなことになるかと考えております。</p> <p>合併特例法の地域審議会といいますのは、合併障害の除去が目的であるというふうにありますけれども、設置期間も一定期間であると。それで、地方制度調査会答申の地域自治組織の中の特別地方公共団体も、やはり合併に際して旧市町村の区域に配慮する必要がある場合ということで、これもやはり合併障害の除去というのが1つは目的になるかと思えます。どちらも、そういう合併後、地域の一体性を図る必要もあるということで、一定期間、期間を定めておきなさいということになっております。</p> <p>まちづくり構想の中では、そういう合併障害の除去ということではなくて、地域づくりの制度としてやろうということですから、一定期間ではなくて恒常的に置くようなものにしたいというふうに考えております。</p> <p>ちょっと非常に駆け足ですけれども、これは、参考資料というこ</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>とですので、簡単ですけれども以上で説明を終わらせていただきます。</p> <p>ただいま報告10号ということで、報告がつくとちょっとまた誤解を招いてはいけませんのですが、いわゆるたたき台として新市の事務所の方式と住民自治制度についての考え方について、事務局から述べさせていただきました。</p> <p>このことにつきましては、前の協議会ではまだ出てなかった事項でございますので、初めてお耳にする方もいるかもしれませんが、どうかひとつ十分このことについても認識を深められ、ご意見を賜って、いい組織に、いい方式にしていきたいと考えておるところであります。</p> <p>せっきくの機会でございますので、ご意見を言っていたきたいと思えます。</p> <p>亀井委員さん。</p>
亀井委員	<p>中山の亀井です。たびたびすみません。</p> <p>2点お伺いしたいんですが、参考資料の2ページ目、真ん中のところに地域事務所で自己決定できるような補助執行権限を分配するというふうに書いてあるんですけども、この執行権限ですね。この辺は、具体的にはどんな内容になるのかな。結局、所長がどういう権限を持つのかなという部分を、もうちょっとわかりにくいので説明いただきたいのと、その地域事務所、総合支所ということなんですが、前回の合併協議会の中で、1市3町の中では暫定的に総合支所方式にするようなお話を聞いておったんですけども、これは</p>

発言者	議題・発言内容
和田局長	<p>もう基本的にずっともう総合支所で行きますよということによろしいわけですね。その確認と、2点お願いします。</p> <p>では、1点目の地域事務所の執行権限でありますけれども、これは基本的に地域に係る施策を地域事務所でできるようにするということが基本であります。</p> <p>ですから、予算の編成する権限はありませんけれども、その配当を受けて執行する権限はあるということで、いちいち本庁にお伺いを立てなくても地域事務所でできるということで、地域事務所の責任者は特別職ではないですけれども、そういう決裁のできる部長クラスとかそういう立場の者が必要かと考えております。</p> <p>それから、事務所が一時的なものか恒久的なものかということでありますが、これ先ほどご説明しましたように、恒久的なものがあります。ですから、結局そういう地域づくり、住民自治制度、そういうものと一体の行政運営ということになりますから、合併当初だけ合併の障害を除くというような、そういうものではございません。</p>
中村議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>はい、日野委員。</p>
日野委員	<p>7ページの平成17年4月以降の合併推進についてということで、これについてはまだ国会で決定はしてないと思うのですが、多分こういうふうになるであろうということで載せておるんだろうと思いますが、これ1番の 合併特例債と現行の合併特例法のような</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>財政支援措置はとらないと。つまり、平成17年4月以降も合併に関する新しい法律を制定し、一定期間さらに合併を推進すると。その内容を見ますと、今言ったように、合併特例法のような財政支援措置はとらないとなっております。</p> <p>ところが、一番最後の3行を見てもみますと、平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て、都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについては、現行の合併特例法の規定を適用し財政支援措置等を講じると、こういうふうになっておるんですが、この3番を見ると、最初の1番のところとは、財政支援措置はとらないというふうになっておるんですが、ここらあたりについて説明をしていただきたいと思います。</p> <p>1番の方は、新しい法律の考え方であります。3番の方は経過措置であります。</p> <p>ですから、新しい法律においては財政支援措置はとらない。それから、経過措置として17年3月31日までに県知事申請まで行っておれば、合併施行は1年後の18年3月31日までにしたのでも引き続き特例法の適用はありますよという、そういう経過措置であります。</p>
和田局長	
中村議長	もう理解できましたか。
日野委員	この3の件、17年3月31日までに議会の議決を経て知事に申請を行っておった場合は1年間の猶予がありますよと、こういうことであろうと思うんですが、そこで上の分がちょっと私はもうひと

発言者	議題・発言内容
	<p>つ納得ができませんのですが、合併特例債等、現行の合併特例法のような財政支援措置はとらないと、これについてもうひとつ納得がいかんのですが、説明をしてください。</p>
和田局長	<p>結局、特例法が17年3月31日までで切れます。その後も、何らかの新しい法律をつくって合併推進をしたいというのが国の考えでありまして、ただ、その特例法後の新しい法律では財政支援措置というような内容は盛り込みませんよという、そういうことなんですけれども。</p>
日野委員	<p>いや、それだったら、これ載せる必要はないでしょうが。この下の大きい3番をやったんでいいんじゃないですか。</p>
中村議長	<p>新しい法律はこうなりますよということだから、だからそういう法律が改正が行われる。しかし、特別に3月31日までに行為を起こしておれば、1年間延長しましょうという特例の特例がありますということ。</p>
和田局長	<p>3番は、合併特例法後のことではないんです。経過措置です。</p>
中村議長	<p>理解してください。ほかに。 西岡委員。</p>
西岡委員	<p>伊予市の西岡です。 総合支所機能として、これ3ページなんです、伊予の地域事務</p>

発言者	議題・発言内容
和田局長	<p>所、双海並びに中山、それぞれ地域事務所を設置して、そこに所長なる方を置くわけでございます。そのように素案ができておるわけですが、いわゆる地位というんですか。これについては、総務部長、これは本庁機能の中に総務部、民生部、産業建設部とそれぞれあるんですが、それぞれの部長と並列というんですか。その部長の後に地域事務所長という名前が掲載されておるわけでございます。</p> <p>私、ここらあたりのいわゆる権限と申しますか、こういうものはこれは間違っていたらまたご指摘していただきたいと思うんですが、総務部長、民生部長、産業建設部長の上に立っていただいてもいいんじゃないかというような、感じを持っておるわけです。</p> <p>と申しますのは、所長はそういう総務部とか民生部、産業建設部、これを全部統括した立場に所長がつくというように思うわけです。そうしますと、本庁機能の助役さんに準ずる事務所の所長の権能を与えるということも考慮すべきではないかと思うんですが、この点についてどんなものでございましょうか。</p> <p>この本庁と地域事務所とは明確に役割分担をしております。ですから、地域事務所が本庁にお伺いを立ててやるということもありませんし、本庁が地域事務所に基本的には介入することはないということで、ただ、地域事務所長が部長待遇と、この例で示しておりますのは、その地域事務所において必要な執行権限が持てる、そういう待遇ということで、ここでは仮に部長待遇ということにしておるものであります。</p> <p>ですから、本庁の総務部長、それから民生部、産業建設部と、事務の執行において上下関係というものではありません。本庁と地域</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>事務所とは、横並びという位置づけで確認をされておりますので、これはあくまでも最初のは例ということで申し上げましたけれども、今の機構をそのまま横滑りさせていけば、おおむねこういうようなことになるんじゃないかということでございまして、これについてはまた関係職員、それからできればできるだけ多くの全職員の意見も聞いて煮詰めていく必要があると。</p> <p>ただ、今まで抽象的な言いばかりでしたので、なかなか具体性がないので、思い切って出したんですけれども、こういう部課になるということではございません。また、当然こういう部課、固定されるものではありませんで、新しい課題でありますとかに応じて順次組織機構の見直しというのは出されていくべきものでありますので、ここでは1つの具体的に考える目安として掲載したものであります。</p>
中村議長	<p>ということでございますので、西岡委員さんの意見はご意見としてご拝聴しておきます。</p> <p>亀井委員さん。</p>
亀井委員	<p>先ほど日野委員さんの質問されてた内容も、私もよう腹入りしてないんですけれども、また戻ってもらって7ページなんですけど、17年3月31日までに県知事あてに申請をすればいいということになると、そうすれば、従来の財政支援措置も講じますよということですよ。</p> <p>そうすると、このスケジュール表を見ますと、今の予定で市町村議会議決を16年11月、これ前回の資料なんですけど、それで県議</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>会ということは手続になると思うんですが、それ12月の県議会にかけるというスケジュールになってるわけですよ。それで、3月31日に新市誕生を目指すということになっておるんですが、県議会は3月もありましたかね。</p> <p>2月議会。</p>
亀井委員	<p>2月ですか。そのあたりをずらすということで、少し余裕は出せないものかと思うんですが、そのあたりはこの法律、できないことにはどうしようもないと思うんですけども、その辺がちょっとことしの3月までが余りにもバタバタしすぎておるようなんで、どこかで余裕が出ないかなとずっと思っておるんですが、それはもう全くこれは不可能なんですか。これは、特例法が6月に決まる予定の法改正がされても。その辺が、ちょっとよくわからないので、ちょっと具体的に説明いただければいいんですが。</p>
中村議長	<p>この私たちがその日を決めたのは、法律ですからまだ決まってないんですよ。決まるであろうというこれは予測ですから、そういうことで現行の法律を踏襲するためにはそれでないといかんということで、今はおるわけなんですよ。</p> <p>これが、必ず成案として通るか通らんかというのはわからんでしょう。なら、もうこれ出るといって保証が多いんですから、通るという予測はありますけれども、それを想定して今決めておくというのは、やはりいけないのではないかなということで、法律が変わればそういうことも可能かなという思いがいたします。</p>

発言者	議題・発言内容
和田局長	<p>そういう解釈をしてくださいませんか。それでいいんでしょう。</p> <p>ちょっと補足します。</p> <p>仮に、この法律ができるとして、合併の施行期日は1年間延ばせられることにはなってますけれども、協議自体がそれだけ余裕ができるかという、そんなに余裕はできないのではないかと考えております。やはり、議会の議決までもらう。そのための協議を整えるという、そんなに余裕は出ないのではないかと考えております。</p> <p>あと、合併の協議が整って議決まで行って、それからあとの期間、具体的に合併施行に至るまでの準備期間、そういう点では施行期日が有効に活用できる可能性はありますけれども、それも引き延ばせばいいかどうかというのは、そういう条件が整った時点でもう一度皆さんに諮って協議していただく必要があるかと考えております。</p>
中村議長	<p>できるだけ、現行法律の枠の中で努力をしたいというのが我々の考え方ではあるんですが、そのことによって協議に手を抜いたということになりますと、これもいささか住民に対して申しわけないことですので、できるだけ精力的に日程をとって協議を重ねたいという思いではあるわけですが。</p> <p>はい、中嶋委員さん。</p>
中嶋委員	<p>中嶋でございます。</p> <p>これ、会の進みぐあいと直接関係してきますので、今どうこうというのいかがなものかと思いますが、やはりありていに申します</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>と、1市3町のときには1月1日を目標に努力しておったわけでございます。あのようなごたごたがございました。それで、二、三カ月遅れるのはこれは仕方がないとしましても、これをさらに引き延ばしてたらやらするのは、私はいかがなものかと思えます。</p> <p>おそらく住民の人らも、ああいうことがあったから二、三カ月は仕方がないとしても、これがさらにこういう特例措置ができたからといって、また1年延ばすといったようなことはとても理解してくれないだろうと思うし、私も嫌でございます。そういうやり方は。</p> <p>問題は、会の進め方だと思うんですが、これ報道関係者の方がおいでるのにちょっと嫌な言い方になるかもしれませんが、すべてを公開でやっていく、ここに今まで僕は1年を振り返ってみて問題があったと思うんです。1つのものが決まっていくのには、正直いって紆余曲折をしながら決まっていきます。その紆余曲折の段階も公開していくところに、言いたいことが言えない、内へこもる。こういう問題があったと思うんです。</p> <p>私は、公開の原則を否定するものではございません。それで結構なんです、そうすべきなんです、少なくとも事前に検討する機会があったら、いわゆる事務局が素案を出す。それについて事前に検討をする。そういう会があったら、その方がかえってスムーズにいくんじゃないかなというふうに考えます。</p> <p>それと、委員会関係でございますが、先ほど会長さんの方から議会の議員の定数云々についてはとってお話も伺いました。</p> <p>これは、ああいう小委員会には正直いってプラスマイナスございます。本会議で十分検討して、そして小委員会へ付託するんであれば、それはいいんですが、初めから小委員会へ持ってきま</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>すと、正直いってこれは丸投げでございますから、ですからそこで出たのは全体会でなかなか言えるものではございません。</p> <p>ですから、小委員会へこれはやはり全体でせつかく協議しようとして、私例え議会でであろうと何であろうと聖域を設けんように、やはりもちろん定数なんかになりましたら委員さんの中でも委員さんの意見はもちろん尊重されると思いますけれども、やはり全体の中で検討会で検討をして、全員のところで協議会で決めていく。そういうシステムで私はいいいんじゃないかと思いません。そのようにしてやっていけば、何かこれは3月なんかいけそうな気が、私は今しております。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	<p>中嶋委員さんから前向きなご発言をいただきました。このことについても、ご意見として承っておきたいと思えます。</p> <p>ほかにご意見がございましょうか。はい、上岡委員さん。</p>
上岡委員	<p>上岡です。</p> <p>3ページの組織のことなんですけれども、まだ財政シミュレーションも出てない中でいろいろ言うのはおかしいかもしれませんが、合併に皆さんが期待しているものの1つに、行財政の削減とかスリム化というのがあると思います。</p> <p>それと、また反してサービス低下を恐れて、充実してほしいという点もあると思うんですけれども、そこらあたりを考慮した中で、このままがきたのではサービスは充実していても、スリム化にはつながらないだろうし、そこらあたりのバランスを十分とっていただ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>いて、この組織を見直していただきたいというのと、それから5ページなんですけれども、住民自治組織の中で組織構成なんですけれども、これは今、現在ある各1市2町の団体なり何なりを基本とした考え方になるのでしょうか。それとも、ある程度統一というか、共通のものを持つのと、それと別の独自性のものが入ってくるのでしょうか。それと、NPOが現在1市2町にどの程度あるのか、現状をちょっとお知らせ願いたいのと、構成員の会費をもって組織運営となっているんですけれども、この会費はどの程度を構成員が負担、金額的にどの程度ぐらいが住民負担になるんだろうかなと思うところがあるんですけれども、わかっている範囲でちょっとお知らせ願えたらいいんですが。</p>
中村議長	<p>全くたたき台でございますので、詳しいことはわかりませんが、この現状について報告できるかな。</p>
和田局長	<p>まず1点の組織機構ですけれども、これは最初にお断りもしておりますように、現行の組織機構に基づいて、そのまま移行すればこういうような形ですということで、あくまでも参考です。</p> <p>実際には、それぞれのいろいろな課題に基づいて見直していく。最初に決めたことが、ずっと制度としては恒久的な制度ですけれども、部課もずっとそのまま置くというようなことは当然ありませんので、そのときの必要性とか状況に応じて機構の見直しというのは当然あり得ることです。</p> <p>ですから、これは煮詰めていって、当然合併の効果も出せるというようなことは考えていくようになります。すべてこれから行政が</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>公共サービスをするのではないという、そういう体質改善というのが基本的な考え方であります。</p> <p>それから、5ページの住民自治組織の組織構成でありますけれども、一応、やはり現実に機能させる必要がありますから、今ある組織機構を母体にしてできるだけ活用する。そういうのが現実的かなと考えております。そのために、市内全部を同じ制度で運用するというのは難しいかと思っております。</p> <p>ですから、先ほど周辺部と中心部というようにお話も高橋委員からありましたけれども、やはりそれぞれの地域の特性に応じた柔軟な運用というのはする必要があるんじゃないかということで、そういう点に関しては周辺部の方が先進地になりうるのではないかと考えております。</p> <p>それから、会費等についてもこれは1つの方向づけでありまして、ただ一律に何をするかわからないけれども、行政がお金を出して何かやってくださいというようなことではなくて、基本的に公共的な活動に対して財政支援があるということが基本的な考え方という意味であります。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	<p>今のでわかりましたか。</p>
上岡委員	<p>構成員の会費という点については、その行政側からすることに関して支援していただくというのはわかるんですけども、この会費というのに一番住民負担がかからないように、合併ということの皆さんが思っている部分がありますので、合併することで、またこう</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>いった会費というのがどの程度かなというのがありましたので質問したんです。</p>
和田局長	<p>また制度をつくる段階で、いろいろ地域の方やご相談をしながらつくっていくようになると思います。</p>
中村議長	<p>今、決まっているわけではないということで。だから、全部行政におんぶにだっこではないということも含めておるんです。 亀井委員、どうぞ。</p>
亀井委員	<p>さっきの組織構成なんですけど、ちょっと私もようわからんですが、支援に基づくもの以外に、NPOとか各種グループでその住民自治組織をつくるという点がどうも頭の中で浮かんでこないんですが、片やどんなもんを想定しておるんですか。</p>
和田局長	<p>例えば、子育て支援で子供に本を読んで聞かせるとか、そういうものもありうると思うんです。ですから、そういうものについては、区域を限って設置されるものではありませんから、構成員も地域に住んでいる人ということではなくて、その趣旨に賛同する人というようなことで、また、会の運営でこういう点は自分たちにはできないけれども、ほかの団体でそういうのを得意にしているそういうグループがあれば、そういうところと連携して補完しあうとか、そういう通常は地縁に基づくものが基本で立ち上げやすいかと思えますけれども、公共的なサービスを担うという点では、そういう地縁に基づかないものもあり得ると。現に、NPO法人なんていうの</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>はそういうものが多いんじゃないかと思います。実態については、ここで把握しておりませんのでご報告はできませんけれども。</p>
<p>亀井委員</p>	<p>そしたら、その例えば自治、地縁に基づくものとダブるとかという部分も想定されるわけですか。</p>
<p>和田局長</p>	<p>はい。</p>
<p>中村議長</p>	<p>はい、どうぞ重松委員。</p>
<p>重松委員</p>	<p>住民自治組織で、現在私どもの伊予市では一番代表的なのが広報区長さん、広報委員さんの制度であろうかと思うわけですが、お伺いしますが、中山さん、双海さんもやはりほぼ意味的には同じ、私どもの伊予市で現在やっていただいております広報委員さん、この制度を持っておられるんですか。</p> <p>それで、もし2町さん持っておられたら、その働きの私どものところとのもし違いがあれば、そのあたりもちょっとお聞かせいただいたらと思います。</p>
<p>中村議長</p>	<p>お二人の副会長さん、どうですか。</p> <p>公民館活動がそちらでは盛んですからね。</p>
<p>上田副会長</p>	<p>私ども区長会というのがございますから、それが似たものだと思うんですけども、それに加えて公民館というのがありますけれども、公民館活動と区長とはまた別ですので、だから公民館活動と伊</p>

発言者	議題・発言内容
市田副会長	<p>予市さんの言われる広報活動について、比較検討はしないといけな いと思っておりますけれども、基本的には同じものだと思ってお ります。</p> <p>中山町も集落単位に区長さんがいらっしゃいますが、伊予市や松 前町のように組織が大きいものですから、小さい組織ですと5 戸ぐらい。大きいところで90戸ぐらいのものですが、区長さん全 部合わせますと46人いらっしゃるわけですね。それが、行政の直 接の縦のつながりといいたいまいしょうか、ということになるんです が、それとは別個に教育委員会の方で公民館という組織が校区別にあり ますから、それは自主的な組織活動でまちづくりに協力をしていただ いておるといふ組織なんですよ。</p> <p>私が今この話を聞いておりました、その校区別の今の公民館の組 織がこの組織にかえたらいいんじゃないかなというような感じを受 けておるんですけれども、実際に運営してみてどうなのかはわかり ませんが。</p>
中村議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>重松さん、よろしいですか。</p>
重松委員	<p>双海さん、中山さん、お聞かせいただきましたが、それぞれ私ど も伊予市とはちょっと対象戸数といいますが、そのあたりの違い と、公民館のいわゆる運営委員さんといいますが、そのあたり、そ ういうお仕事ともちょっと幾らか違うのかなという感じはします が、やはりそれぞれ地域の自治組織については現在の3者あります</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ので、そのあたりを合併したらやはり改善、改良すべきところはして、やはり住民自治との、あるいは行政とのそうした関係も連携して持っていただくように、ひとつよろしくご協議、ご検討いただいたらと思います。よろしく申し上げます。</p>
中村議長	<p>泉さん、どうぞ。</p>
泉委員	<p>この件につきまして、1つの事例でございますけれども、私の佐礼谷ですが、旧佐礼谷村ということで昭和30年に合併しましたけれども、34年ごろに佐礼谷振興会というのを立ち上げて、それから次来ずっと続いておるわけでございます。</p> <p>一戸に1,000円ずつ集めて、300戸ほどあるんですけども、それで運営しておるというのが実情です。設立当初は、農林道、それから村道とかそういったものの整備というのが重点的なことであつたんですけども、最近はまだ全般にわたって検討し、区長会、それから各種団体、それから町議、そういったものが主体ですけども、組織は14～5人でございますが、取りまとめて町の方へ行政面、その他いろいろと行政に反映していくと。パイプ役としてつくっておまして、ずっと続いておるわけでございます。</p> <p>最近になって、ある地域から非常にいいから、その規約とかそういった参考事例を聞かせてくれというようなことで申し込みを受けたりしておるわけでございますけれども、やはり今後の住民自治組織の1つの型として、これもまたそのように移行していきたいと考えておるような次第でございます。1つの事例としてお話ししたわけでございます。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>せっかくの機会でございますが、皆さん、この先ほどの9、10、合わせても結構でございます。</p> <p>中嶋委員さん。</p>
中嶋委員	<p>再々発言して恐縮ですが、先ほど事務局で説明された中に、ここでいう報告10号の方の関係でございますが、いわゆる総合支所の方式、いわゆるこの2ページから3ページに出ていますこれは、中山の亀井委員さんからのご質問に対して、これは恒久的だと発言されたような気がします。もちろん、暫定的であってはもちろん困るんですが、とって、これは恒久的だといったようなこと、いいものでしょうか。</p> <p>これ、やはり時代の背景があって、これがかなり充実する場合もあるだろうし、かなり簡素化していく場合もあると思うんです。やはり、今の時点で恒久的とか暫定的とか、そういう言葉は余り使わん方が、これは中身によったらまた重視せんといけない場合も出てくると思いますよ。だから、このままでいくのだったら、何のために合併したんぞという問題もまた出てくるかもしれません。</p> <p>ですから、時代の推移とともにこれは変化していくものだと思います。これは、ついでで恐縮ですが、双海町が誕生しましたときに、上・下灘が合併したとき、やはり恒久的にという言葉が当時の理事者は使いました。私、職員でまだ6、7年の駆け出しだったんですが、今でも覚えています。が、もう2、3年から10年もすればずっと簡素化されて、50年たちましたが、現在は職員があれ2</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>人ぐらいおるんですか。そういうふうになります。ですから、もちろんそれで住民が不自由を感じるのであれば、それで結構だと私も思います。そこら辺は、ひとつお考えをいただきたいと思っています。</p> <p>そういったようなことも含めて、この内容的なことは検討会あたりで十分言いたいことを言うて、それでさっさと3月1日には決めていくとか、そういうふうな方向で進めていただきますことをお願いしておきます。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	<p>今の関連ですか。はい、どうぞ。田中委員さん。</p>
田中委員	<p>中山の田中ですけれども、中嶋委員さんの言う意味は十分わかるわけなんです、それをあえて恒久的にしたという意味もそれぞれありますので、現在の場合はこの表現でいった中で、また時代が変わったときにはその方々が適当に考えることで、私はこの1市2町の枠組みができるんじゃないかと思っておりますので、今のままで私は結構ではないかと思っております。</p>
中村議長	<p>今までの1年間の過程も通じまして、あえてこういう発言をしておりますので、やはりこの計画は10年という計画でありますので、時代が変わるごとにそのときの為政者が、議会がより効率的な組織にしていくということはあることだと思っておりますので、その辺は含んでおるといことでご理解をいただきたいと思いますが、どうでありましょうか。</p>

発言者	議題・発言内容
大石委員	<p>他にないですか。大石委員。</p> <p>双海町の大石です。要望が1点ございます。</p> <p>と申しますのは、当初に小委員会の件を云々というご議論がありました。この件については既に前回に満場一致で小委員会は置かないという決定は出されております。にもかかわらず、本日こういうような議論をしたということは、まことに私、腑に落ちないのです。</p> <p>と申しますのは、こういうことをぶり返しぶり返し議論をいたしますと、前へ向いて進みませんし、我々の決定が説明、こう決まったよと説明しても、次回の会合でまたぶり返されると責任ある説明ができません。</p> <p>ですから、ぜひこれはひとつご配慮を願って、ぶり返しぶり返しの議論をなさらんように要望しておきます。</p>
中村議長	<p>お約束でございますが、時によって事前にご相談をする機会をつくりたいということの意味でご解釈をいただきたいと思います。</p> <p>それでは、報告という名前にしたので申しわけないんですけども、9号、10号についてのいわゆるたたき台を出させていただきました。ご意見をいただきましたので、それらを踏まえまして、構想並びに事務所の方式等々について、自治組織等について、さらに煮詰めてまいりたいと思います。</p> <p>そういうことで、きょうの段階では皆様のご意見を拝して、さらにこのことについて事務局で煮詰めていきたいということで、ご了解をいただきたいと思います。</p>

発言者	議題・発言内容
坪内(悟)主事	<p>それでは、次に移りたいと思います。</p> <p>これからは、協議に入りたいと思います。</p> <p>(2)協議第4号、条例、規則等の取扱いについてを議題といたします。事務局に説明を求めます。</p> <p>失礼します。</p> <p>協議第4号条例、規則等の取扱いについて。</p> <p>条例、規則等の取扱いについて、次のとおり確認を求めます。</p> <p>記としまして、条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業の調整内容等に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行される必要があるもの。 2. 従来旧市町で施行されていた条例等を、引き続き暫定的に施行させる必要があるもの。 3. 合併後、逐次制定し、施行させるものとするもの。 4. 失効するもの。 <p>続きまして、4ページ協議第4号資料に基づいて説明させていただきます。</p> <p>新設合併における関係市町村においては、市町村合併が行われた場合には、市町村の法人格が消滅するため、当該条例、規則等は失効することとなります。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し施行する必要があります。その具体的な調整方法としまして、まず1. 合併と同時に市長職務執行者が専決処分により即時制定し、施行させる必要があるものにつきましては、合併と同時に</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>市長職務執行者が専決処分により即時制定し施行します。専決処分した条例は、専決処分後の最初の議会において報告し、承認を求めます。</p> <p>専決処分が必要となる例としましては、法定により必ず設置するもの、もしくは制定が必要なもの、またはこれらに準じるもので、市政執行上空白の許されないもの、新市の組織及びその運営または職員等の勤務条件に関するもの、市民の権利、利益の保護または権利の制限、もしくは義務を課すため、空白期間の許されないもの、公の施設等の設置管理に関するもの、合併関係市町村が同様な制度を持つ事務事業に関するもので、統合する必要のあるもの、合併協議会において協議済みのものがあります。</p> <p>次に、２．従来旧市町で施行されていた条例等を引き続き暫定的に施行させる必要があるものにつきましては、新市において条例、規則が制定、施行されるまでの間、市長職務執行者が従来その地域に施行されていた条例、規則を新市の条例、規則として当該地域、または新市全域に引き続き施行するもので、施行期間の期限はありませんが、新しい条例、規則の施行により失効します。</p> <p>暫定施行が必要となる例としましては、合併関係市町村間において条例名は類似しているものの制度に差異があるため、新市設置日までに統合が困難であり、合併後に統合案を決定し、議会に提案する予定のもの、いずれかの市町村のみの条例であり、新市において全域に適用させるかどうかの政策的判断を要するもの、新たに適用させるものではないが、既に適用されていたものを整理する間施行するものがあります。</p> <p>次に３．合併後逐次制定し施行させることとするものにつきます</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>ては、専決処分及び暫定施行によって、新市設置日当日に施行されない例規については、合併の前日でもって失効することとなりますが、新市においてなお必要なものについては合併後に逐次制定することとなります。逐次制定となる例としましては、合併後に市長の政策的判断を要するため、原則どおり失効させ、必要に応じて合併後逐次制定することとしたもの、議員に提出権があるとされる条例、規則、行政委員会等の規則、規程があります。なお、行政委員会の規則・規程は、当該行政委員会等の権限に属するものであることから、市長職務執行者による専決処分になじまないものであるため、合併前日に失効させ、合併後に逐次制定することが原則となっていますが、教育委員会に関する規程や、合併後直ちに行うこととなる市長選挙等にかかる選挙管理委員会の規程など、空白期間が許されない例規につきましては、合併初日に委員会を開催し、必要な例規を制定することとなります。</p> <p>次に4.失効するものにつきましては、前述の3つに当てはまらないもの、該当しない例規は新市発足と同時に事実上失効することとなります。</p> <p>以下、5ページに各区分による例示、6ページに根拠法令等、7ページに先進事例を参考として載せておりますので、よろしく願いします。</p> <p>以上で、説明を終わります。協議をお願いします。</p> <p>ただいま事務局の方から、条例、規則等の取扱いについて、これから4つに区分して整理する方針が説明されましたが、このことについてご質問、ご意見をいただきたいと思っております。</p>

発言者	議題・発言内容
和田局長	<p>(意見なし)</p> <p>このことについては、別に決まりでございますので、別段ご意見はなかろうと思いますが、ご意見がないようでございますので、協議第4号条例、規則等の取扱いについては、議案側のとおり確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、その他の議題に入りますが、第3回議会の日程についてでございます。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p> <p>資料の方、8ページをお願いいたします。</p> <p>申し合わせ事項では、毎月第2木曜日の2時からということですが、協議の中でもちょっと日程も出ておりましたけれども、今回お忙しい時期で恐縮ですが、次回は3月1日月曜日の午後1時から双海町ということで、お願いをしたいと考えております。</p> <p>会場と調整しまして、また別途文書でご案内申し上げたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p>
中村議長	はい、どうぞ。田中委員。
田中委員	<p>お聞きをしときたいと思うんですけれども、スケジュールの確認になろうかと思うわけなんです、実は法定協議会に入るまでに、住民説明会をという云々を聞いておったわけなんです、3月1日にもし仮にすべての今の住民説明会に使う資料ができたといたしましても、恐らく印刷にかけていたら3月10日前後にならなかった</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ら始まらないと思うんですが、そのころになりますと、各市町議会があると思ひまして、恐らくそうしますと法定協への移行がだんだん遅れてしまうという心配があるわけなんです、ひょっとしたら、それ以前に1回やっておく必要があるのではないかと思うんですけれども、スケジュールの確認等、一緒をお願いをいたします。</p>
中村議長	<p>はい、事務局。</p>
和田局長	<p>協議会としましては、3月1日ということをお願いしたいと思っております。また、それ以前にいろいろ勉強したり何かしたいというようなこともあるかと思ひますので、できるだけそういう配慮はしたいと思っておりますけれども、協議会は3月1日からでということ、あとの住民説明会、それからその後の協議会、議会の対応等は、それを中心に組んでいきたいと考えております。</p>
中村議長	<p>ちょっとそこら辺、十分ご審議はというか、ご意見を聞く機会をつくりたいということでございますので、よろしく申し上げます。</p> <p>そういうことで、3月1日月曜日の午後1時から双海町ということにしたいと思ひます。</p> <p>そのほかにございませんか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
亀井委員	<p>きょうはほかにありませんかと聞いていただいたんですが、前回聞いていただけなくて、ちょっとお聞きしたいことが結局聞けずじまいで終わって、きょうも小委員会の件もいろいろといきさつもあ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>るんですけれども、申しわけないんですけど、最後皆さん意見はないかという確認だけお願いしたいと思うんですが。</p>
中村議長	<p>小委員会の持ち方についてですか。</p>
亀井委員	<p>いや、違う違う。この閉めるときに、委員から意見はないでしょうかとお願いすると、言いやすい部分がありますんで、ぜひ最後に忘れないようお願いしたいと思います。</p> <p>それで、なかなか言いにくい点もあるんですが、私含めて傍聴の方もお聞きしたい部分もあると思うんですけれども、今まであった伊予地区合併協議会ですね。その分が役場の方から勉強会で内容は聞いたりもすることもあるんですけれども、その件に関して、これ1回閉じてからお話いただいた方がいいのかどうか分かりませんが、ちょっと住民としてもどうなっているのかという不安もかなりあるし、2つとも法定協になったらどうなるんだというような話もあったりするんで、そのあたり、どういう形になっているのか、言える範囲で結構でございますが、ちょっとお聞きしたいなと思います。</p>
中村議長	<p>これ、また後で協議させてください。</p>
泉委員	<p>今後のスケジュールについてでございますけれども、議会の議決が要ると思いますので、法定協に入るときに。できれば、1市2町、同時にやはり議決をするというような形をとっていきたいと思うんですけれども、その予定といたしますか、3月は議会でございます</p>

発言者	議題・発言内容
和田局長	<p>すから最終にしているのか、また早くやるのか、そこら辺のことをちょっとスケジュールと合わせて聞かしていただいておりますと参考になると思いますが。</p> <p>先ほど申しましたように、次回の3月1日の協議会を軸にしまして、その後の住民説明会につきましても、協議会、議会につきましても、日程調整というようなことで関係者との協議も必要ですので、3月中の手續ということで進めたいということで、また調整できましたらご報告させていただきたいと思えます。</p> <p>関係機関と協議、調整させていただいたらと思えます。</p>
中村議長	<p>そんなことで、まだはっきり計画は出せてないし、協議が煮詰まらないことには、いざ説明会にも出られせんもので、これから精力的に頑張って、3月の上旬にそれぞれ説明をしていただいて、法定協議会への移行への認識が十分深まった中で意見としていただくということになるかと思えますので、よろしくお願ひします。</p> <p>ほかにはございせんか。</p> <p>ないようでございましたら、本日の議題はすべて終了をいたしました。</p> <p>会議録の署名委員さんには、会議録が調整できました段階でご連絡をいたしますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思えます。</p> <p>以上をもちまして、議長の職を解かせていただきます。</p> <p>委員の皆さん方のご協力に心から感謝を申し上げたいと思えます。ありがとうございました。</p>

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>これもちまして、第2回の会議を終了いたします。</p> <p>皆様、ご起立をお願いいたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成16年3月18日

会議録署名委員 西岡義雄

会議録署名委員 中嶋郁貞